

日野町議会第4回定例会会議録

令和7年9月定例会議

令和7年9月16日（第4日）

開議 9時00分

散会 12時15分

1. 出席議員（14名）

1番	錦 戸 由 佳	8番	山 本 秀 喜
2番	福 永 晃 仁	9番	高 橋 源三郎
3番	谷 口 智 哉	10番	加 藤 和 幸
4番	松 田 洋 子	11番	後 藤 勇 樹
5番	柚 木 記久雄	12番	中 西 佳 子
6番	川 東 昭 男	13番	西 澤 正 治
7番	野 矢 貴 之	14番	杉 浦 和 人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	安 田 尚 司
教 育 長	安 田 寛 次	政 策 監	河 野 隆 浩
総 務 主 監	吉 澤 利 夫	厚 生 主 監	山 田 甚 吉
産 業 建 設 主 監	柴 田 和 英	教 育 次 長	正 木 博 之
税 务 課 長	杉 村 光 司	企 画 振 興 課 長	大 西 敏 幸
交 通 環 境 政 策 課 長	小 島 聰 勝	住 民 課 長	増 田 武 司
福 祉 保 健 課 長	福 田 文 彦	福 祉 保 健 課 地 域 共 生 担 当 課 長	芝 雅 宏
子 む そ ど も 支 援 課 長	森 弘 一 郎	農 林 課 長	吉 村 俊 哲
建 設 計 画 課 長	杉 本 伸 一	上 下 水 道 課 長	嶋 村 和 典
会 計 管 理 者	三 浦 美 奈	学 校 教 育 課 不 登 校 対 応 担 当 課 長	赤 尾 宗 一
生 涯 学 習 課 長	加 納 治 夫	生 涯 学 習 課 歷 史 文 化 財 担 当 課 長	岡 井 健 司
総 務 課 主 席 参 事	岡 本 昭 彦		

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 園 城 久 志 議 会 事 務 局 書 記 藤 澤 絵 里 菜

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

会議の概要

—開議 9時05分—

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

一起立・礼一

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

その前に、住民課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
住民課長。

住民課長（増田武司君） 皆様、おはようございます。よろしくお願ひいたします。

先日、加藤議員のほうより、国保税のことについてご質問いただきまして、訂正させていただきたいと思いますので、ご発言させていただきます。

国保の財政調整基金につき、高額な薬剤などの対応のためと不測な医療保険の増額への対応という意味でお話しさせていただきましたが、現在は国保税の統一化をされており、医療費は全県的な対応となっております。このことから、国保基金は国保税の急激な値上げを緩和するため、財源として活用しておりますので、この点につきまして、ご訂正いたしたいと思います。

また、2点目について、米原市の国保税の国保世帯への均等割相当額の応援基金は子育て支援の趣旨として実施されております。答弁では国保運営協議会で議論すると申し上げましたが、町の一般施策として研究したいと考えておりますので、その旨、訂正させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 先週12日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

5番、柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） おはようございます。それでは、本日の1番手で質問させてもらいます。よろしくお願ひいたします。

まず、1問目は、南比都佐地区5集落が供給を受ける甲賀市上水道の断水事象についてということで、質問させていただきたいと思います。この質問は、7月5日に行われました南比都佐地区行政懇談会での地区全体要望に含まれている項目であります。この質問に至りました背景、経緯を説明させていただきます。

該当の5地区というのは、上駒月、下駒月、深山口、そして上迫、下迫の自治会のエリアとなります。昭和41年に当時の甲賀郡土山町との協議が整い、昭和43年

頃から上水道を土山町上水道の区域外設置との扱いで供給をいただいているものでございます。

当時から甲賀市土山町と当該5地区は隣接しております、甲賀市土山町の大野末田地区につきましては、上駒月地区、下駒月地区に接する形で、同じく布引山の北側に位置しています。

地域の先輩の皆様から聞く当時の話では、必佐地区側からの上水道敷設より早いタイミングで受水できることや、土山町においても、大野末田地区までの設備をつくることから、供給余力やいくつもの点で双方にメリットがあり、協議が整ったものだと聞いております。また、それ以前の昭和30年代に県の甲蒲土地改良組合による農業用水事業が進められていたことから、自治体をまたぐ事業がスムーズに進められたと考えています。

さて、令和6年度におきまして、断水が4度起きました。今年ももう2度ほど起こっております。特に12月にあった断水は事故によるもので、夕方に突然止まり、夕飯の準備ができず、お風呂のお湯も張れないということとなりました。復旧したのは日付が変わる頃となりました。関係地区の住民は大変苦労いたしました。特に高齢の方や乳幼児のおられるおうちにはなおさら大変だったと思います。

そこで、地域の方からも公民館にお困りのお声が届き、日程調整した後、3月27日に区長会長、公民館長と私とで、甲賀市役所に一連の事象の把握をされているか、改修計画があるのか、また地域の皆様の声を伝えに行きました。

ここまで水道提供者と利用者の話であり、日野町役場水道課が関与することではないのですが、その話合いの中で、先方から、甲賀市は一般財源から水道事業会計に繰入れを行っているので、日野町役場にも応分の負担を求めたいと考えているとの発言がありました。応急の復旧処置は行うが、設備改修を含む大型改修は承認を得られにくい等々の先方の理由を聞きました。

消火栓・消防関係等のルール上決められたもの以外は、一般財源から水道事業会計に繰入れを行っていない日野町と、そうでない甲賀市はやり方や立場が違うとの説明をされたのでありました。

当日はそれ以上の進展が見込めず、甲賀市役所を後にしました。後日、こちらの役場、上下水道課にこの内容を伝えました。こちらでは水道事業会計は一般会計と独立していることや、日野町水道の加入者でない地区の工事関係費を日野町水道会計から甲賀市に支出することは不公平につながるとの説明も伺いました。

日野町上下水道課の説明を聞けば、こちらも筋が通っておりますが、地域としては隘路にはまっております。町長以下、行政懇談会には、当日参加の役場幹部管理職の皆さんは、関係5集落の各自治会長からこのことにそれぞれ発言があり、進展に強い関心のあることはご存じかと思います。

さて、日野町役場と甲賀市役所の協議が先般行われたと聞きました。

そこで質問させていただきます。

1、当日の協議内容がどうであったか伺います。

2、また、甲賀市役所の主張をどのように受け止めされているのかを併せて伺います。

3、断水の対応工事に取りかかれないとなると、地域におられる視覚障害の方や運転ができない高齢者にとって安住の地とならず、この地を離れるきっかけにもつながりかねません。また、地域唯一の指定避難所である南比都佐公民館、小学校、幼稚園は同じ場所にあり、この水道を利用してあります。地震災害のときに水道設備が脆弱なままだと、避難所としての機能も損なわれたものになります。防災は福祉の面で問題で、何よりも弱者に手を差し伸べるのが行政の役割であります。もし今後も直接水道事業会計から支出ができなくとも、何らかのソフトランディングする方法はないものか、現時点での実行側の考え方を伺います。

4、また今後の交渉の進め方、見通しをどのように立てているのかも伺います。

5、主張自体は、日野町上下水道課のほうが筋が通っていると個人的には考えておりますが、上位に当たる県庁や国に判断を仰いだり、行政訴訟に進むことも考えられるが、どうでしょうか。

関係5地区の住民は、7月末で945人になります。非常時の避難所利用者の対象者数で見ると、1,991人がこの問題に関わっています。日野町にとっても小さなエリアの問題ではないと認識いただき、ご回答をお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 5番、柚木記久雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） おはようございます。それでは、回答させていただきます。

南比都佐地区5集落が供給を受ける甲賀市上水道に関しまして、ご質問をいただきました。

1点目の日野町と甲賀市との協議内容については、当該地区の配水管改修工事に伴う当町の費用負担に関することや、甲賀市の上水道事業への一般会計繰出金に関する議論について、区域外設置による当該5集落の今後の方向性などを協議いたしました。

2点目は、甲賀市の主張に対する町の受け止め方については、まず、改修工事を伴う当町の費用負担については、水道事業は公営企業法等に基づき、水道事業者が経営に伴う収入である水道料金等をもって独立採算による経営をすることが基本であり、これらの収入のみでの対応が客観的に困難であると認められる経費について、地方公共団体が自ら経営する公営企業に対して、一般会計から繰り出しすることができますこととなっています。したがって、公営企業法上、日野町が費用負担す

る義務はないものと考えております。

次に、甲賀市一般会計繰出金については、甲賀市上水道は南比都佐5集落を含めた給水区域で事業経営をされており、甲賀市は公営企業法に沿って、自ら経営する公営企業に対し、繰り出しされていると受け止めています。

市域以外への市税投入に関する議論があり、改修工事が進まないように伺っていますが、改修工事は受益者に対する事業者の実施責任があると考えております。繰出金について一般会計と企業会計間での内容整理をされればいいのではないかと考えております。

次に、当該5集落の今後の方向性については、日野町へ移管することの提案もありますが、昭和41年10月12日の土山町上水道の区域外設置に関する協議は、両町議会の議決を経て調印をされており、土山町上水道が将来にわたり日野町の一部に給水することを目的に、今日まで水道事業が経営されてきたものであります。今後も甲賀市上水道が経営されることが原則と考えております。

3点目の防災や福祉の面からの対応策に関する執行側の考えについては、当該集落の皆様には、水道事業は公営企業法に基づく独立採算制による企業経営であり、一般行政サービスとは区別されることをご理解いただきたいと考えます。併せて甲賀市水道利用者として、事業者に対して今後も働きかけをお願いしたいと考えます。

町としましては、まずは皆様が安心して日常生活が送れるよう、行政懇談会での地区全体要望も踏まえ、改修工事に早期着工いただけるよう、甲賀市へ要望をしていきたいと考えています。

4点目の今後の交渉の進め方、見通しについては、甲賀市との協議は平成18年頃から継続していますが、双方の見解が相違し、前進していない状況です。まずは10月をめどに、甲賀市へ皆様の暮らしを守るために、改修工事の要望をするとともに、今後も甲賀市との協議を重ねていきたいと考えます。

5点目の県や国への相談等については、町としては水道事業に関する法令等の考え方に基づき進めてきており、県等にも判断をあおいできたところです。なお、このような状況を踏まえますと、今回の件に関しましては、当町が行政訴訟に進めていく事案には当たらないものと判断しております。

議長（杉浦和人君）　柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君）　詳しく述べていただきありがとうございました。日野町上下水道課の回答はよく分かりました。

先に1つ付け加えさせていただきたいんですが、昭和40年の当初は5集落でしたけども、第三緑ヶ丘団地が今は同じ水道供給エリアになります。この地を含めてお話しさせていただきますので、よろしくお願ひします。

今、両者の協議は進みかけたところですので、まだ先、どうなるか分かりません

ので、この回答に対する再質問はないんですが、ちょっと私の地域からの要望ということを含め、もう少しお話しさせていただきたいと思います。

まず、消防水利に関することでございます。この地区の消防水利におきましては、5集落は河川流量が少なく、このエリアはこの上水道が消防水利のメインであります。もし地震と火災など複合的な災害が起これば、大変なことが予想されます。また、消防用水がなくなり、想定以上に火災の延焼が広がることも予想されます。

そして仮定の話ではありますが、南海トラフ巨大地震が起きれば、脆弱な水道施設がすぐに被害を受けます。町の避難所を兼ねる公民館、小学校、幼稚園がこの地にありますが、地区住民2,000人の避難所として有効に活用できません。避難者は基本的に居住の有無を選べませんので、必佐公民館や日野公民館、または近隣の避難所を利用されることとなると考えられます。

また、水道基盤が脆弱なままであるなら、複合災害や巨大地震だけでなくとも、平時でも緊急断水が起こる可能性は高いです。今でも高いんです。もし平日に断水するとなれば、学校、幼稚園では給食の提供ができません。そして、水の供給がないとトイレで水を流すこともできません。大人も子どももトイレに黒いビニールをかぶせて用を足す対応になります。一部の子どもたちは、南比都佐地区で行われております防災合宿で経験していますが、多分、臨時休校を選択するほうがベターになるかと考えています。

さて、過去に両者の考え方には違いがあったのは残念ながら仕方のないことあります。先ほどの答弁の3点目、4点目の質問の回答でしたが、何度も協議を重ねていたのではなく、ようやく両自治体がこのことの協議を始められたところでです。

5点目の問合せに対する対応では、水道をはじめ関係法規の解釈にあたって、上位機関、県にもよくご相談をいただき、日野町側の正当性を主張していただきたいと思います。

私どもとすれば、法令や解釈の違いやいきさつがあったにしろ、ともあれ役場は主体的に対応してほしいというのが地元の声です。繰り返しになりますが、隣接している水道事業者としての役場水道課の立場だけではなく、1つ目に地区住民のインフラに対する地区要望として、2つ目に災害時の避難所である学校教育施設、社会教育施設の管理者として、また上水道供給を受けるこのエリアの大口ユーザーとしての面もあります。

当面は押し問答の展開が予想されますが、十分に交渉を重ねていただき、双方が納得できる答え、また地区にとって設備改修の結果を導いていただきたいと思っております。

これが私のあれになりますが、今のところで、もし執行側からコメントがありま

したら、お願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（嶋村和典君） 柚木議員より、ただいま甲賀市水道の供給を受けます南部地区の第三緑ヶ丘を含めての再質問をいただきました。

甲賀市との協議は一定、連続した中で平成18年頃からさせていただいておりました。ただ、両者の見解の違いというようなことで、一時期、なかなか進まない時期もございました。そういう中で、近年、かなり漏水事故が増えてきているというようなことで、かなり地区の皆様にはご不便な、また心配な生活を送っていただいているという状況も聞かせていただいております。

まず、今後、やはり大規模災害、南海トラフが30年以内にというようなことでの確率がかなり高い中で、耐震化という部分で進めていく必要があります。ただ、甲賀水道エリアということで、日野町におきましても耐震化のほうを進めておりますが、なかなか一気には進まないと。甲賀市さんですと、かなり給水エリアも広うございますので、そういう中で、防災担当部局とも連携しながら、そういう部分で、水道事業の水道施設の耐震化も含め、改修の要望を進めていかなければいけないと思います。

なお、そういう際には、甲賀市水道エリアでございますが、指定避難所等、給水の部分では日野町のほうが対応させていただくというようになることになってくるのではないかと。ただ、いわゆる各家庭への給水の部分は両者で担っていくのかなということで考えてはおります。ただ、何しろ耐震化のほうを進めていただくように、そういうことも含めて10月めどに、要望のほうを進めていきたいと思います。

何にしましても、町民、皆様の暮らしを優先に考え、水道事業ということで、あくまで主体は甲賀市となります。生活を守るといった上では、そういう部分で主体的に、また町としても動いていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 心強い回答でございました。ありがとうございます。地域に寄り添った対応ということでお願いしたいと思います。今後の行き先を注目しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2問目に移りたいと思います。2問目は、病児・病後児保育の施設についてということで上げさせてもらいました。今回、私はこのことについて3度目の取上げをさせていただきます。

以前、最初、町の第2期子ども子育て支援計画に計画が上がっているのに、事業計画3年目にして取り組んでいる様子がなかったことから尋ねました。また、2回目は県内や近隣府県の様子を調べまして、県内では日野町と竜王町のみが実施して

いないことが分かりまして、他市町と連携を図りながら、実施に向けて取組のスピードを上げるように要望させていただいたところです。

この後には、錦戸議員も、その後の定例会の一般質問で取り上げられておられます。そのときは議席で聞いていて、僅かですが、できない、厳しいから前向きな回答に変わったなど感じておりました。

さて、今回、私が3度目の一般質問をさせていただいた理由は、滋賀県内で未実施の残る2つの自治体のもう片方の竜王町さんが、認定こども園内に病児保育室を開設したとの地方新聞の記事を見たことからです。竜王町では昨年あった町長選挙で、敗れた側のほうの候補が公約にされていたことを記憶しております。

さて、我が日野町の新しい認定こども園の構想の議員説明の中で、確かに病児・病後児保育室を設けるとの子ども支援課の説明を受けておりましたが、認定こども園が開設されるのは令和10年で、まだ3年後でございます。町内の総合病院や小児科医院、または既に実施している近隣市町に、過去の図書館のようにお願いして、一日も早く進めてほしいところでございます。

認定こども園ができるまで待つかどうか、現時点での取組状況を伺います。また、近隣で利用できる施設の情報提供を行うとの文言が、第3期子ども子育て支援計画で見られましたが、具体的にはどのような説明または紹介を保護者の方になさるか伺います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 病児・病後児保育施設についてご質問いただきました。

まず、県内の状況といたしまして、令和7年1月の首長会議で、滋賀県主導による病児・病後児保育の広域連携の推進について議論をいただき、広域連携の必要性について確認をされ、滋賀県病児保育広域連携推進会議を設立いただいたところです。今後も県内の実情に合わせた広域連携の在り方についての協議を進めていく状況です。

また、町では日野町認定こども園整備基本構想において、病後児保育室を新しい諸室として設置を検討しているところですが、新こども園完成までもう少し先となることから、近隣市で運営されている民間の病児保育施設と日野町民の利用受入れについて相談、協議したところ、快諾いただきましたので、今後、病児保育の利用に係る保育料の支援について検討していきたいと考えています。

なお、病児保育の利用を必要とされる保護者への周知方法は、町のホームページや公式LINEひのこどもタウン、各園からの周知等を予定しております。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 朗報をいただきました。交渉いただいた関係部署の皆さんにお礼を申し上げます。つきましては、その合意に至りました内容について、お尋ね

したいと思います。まだ今、合意いただいて間もないと思いますので、今、公表できる範囲で結構でございます。

伺いたいのは、1番目としましては、預け先の近隣市の民間施設とはどの場所にあるのか、具体的な氏名が出せるならありがたいんですけども、北か南とかいう方向でも結構です。

先方施設は単独施設なのか、いくつか持ついらっしゃるのか、聞きたく思います。また、利用するルールは、相手先の自治体と同一になるのか、また日野町独自のルールをそこに、今後を見据えた独自の取組も加えてくるのか、そこら辺も伺いたいと思います。

対象年齢がどうなるのか伺いたいと思います。竜王町の情報を見ていましたら、こども園に入る子どもが対象でありました。しかし、小学生を含めた病後児保育というのが、ほかの市町では行われております。そこら辺の点を教えて下さい。

また、令和10年の新こども園開設後も、この設備は継続して実施されるのかどうか伺います。

運用が始まるのは、ざっとのところでいいんですけども、いつ頃からの予定なのか。

この質問以外にも、現時点での公表可能な部分があれば、回答をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） おはようございます。今、柚木議員から何点か再質問いただきまして、ちょっと順番にお答えさせてもらいたいと思います。

まず、最初の1点目です。近隣市の民間施設の場所はどこになるのかということだと思います。現在、県内で、市外、町内以外の利用者を受け入れている施設というのが、甲賀市と湖南市、近隣ではございますので、その2市を今現在、想定をしているというところでございます。

そして、施設については単独の施設なのか、複数あるのかということでございますが、ともに単独施設ということで、両方とも医療関係施設ということでございます。

3点目の利用するルールについては、相手先自治体と同じなのか、日野町独自でするのかというような質問があったと思います。これにつきましては、今、相手先の自治体と同じ手続の方法、運用の仕方を想定しておるところでございます。

そして、4つ目ですかね。対象の年齢ということでございます。こちらについては、現在検討中という形にはなりますが、近隣市町さん、今、竜王町さんのことをお話しいただきましたけども、そういったほかの自治体との状況も確認しながら、今後、決定をしていきたいというふうに考えております。

それから、新こども園が完成してからも継続する予定かということやったと思います。今回の利用助成の制度につきまして、また病後児保育の運用とまた別の事業という位置づけもございまして、新こども園建設後も継続して、その事業を実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、運用の始まる時期、運用が始まるのはいつ頃かということでございます。今の検討と準備期間を踏まえまして、令和8年度からの運用を予定しているところでございます。

そして、最後、今、公表されている以外にほか何かあるかということやったと思うんですけども、今も言いましたように、受入先の近隣市さんとの調整とか、それから受入れ自治体、施設のある自治体さんとも、これからしっかりと調整していくといふうに思っていますので、そういったことを今後、詰めさせてもらった中で、早く運用の時期についても行ってまいりたいといふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） まず1個といふうに私も思っていました、私の1個というのは新こども園のところの1個なんですけども、そうすると、日野町の地域はエリアが広うございます。南も北も働きに出ておられる方がおられるので、とんぼ返りしていかなあかんようなことになりますので、できる限り、今、聞いていたら、北のほうのところにも連携できるならと、連携箇所ができるならいいなといふうに思いました。

じゃ、私からの質問は以上でございます。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 次に、12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、平和堂跡地利活用と商店街振興についてお伺いいたします。

日野町議会では、平成28年12月議会で、平和堂日野店閉店後の跡地対策を求める決議を可決しています。決議では、町が跡地を取得し、4者、いわゆる町、日野町商工会、日野ギンザ商店街、日野観光協会などが協議を踏まえて、早期跡地利活用の前提となる商店街等の振興計画が示されるよう要望をしています。

また、平成30年6月議会では、一般会計補正予算（第1号）に対する付帯決議の中でも、平和堂日野店閉店後の跡地対策を求める決議に触れられております。議会としましても、ずっと注視してきた課題であると思っております。

その後、令和3年に町が平和堂跡地を取得されました。そして、令和6年には跡地にトイレ設置の設計がされました。現状での跡地利活用は、学校行事、マルシェ、日野祭などの駐車場として活用されています。少しづつ計画は進んできているとこ

ろだというふうに思いますが、今後、平和堂跡地が町なかのにぎわいの拠点となることを願い、何点かお伺いいたします。

1点目は、トイレ設置設計をされましたか、どのようなもので、工事の計画予定はどうか、教えて下さい。

2点目は、現在の臨時駐車場のような利活用の予定はほかにあるのかをお伺いいたします。

3点目は、草が伸びてきている現状ですが、管理はどこがされているのか、お伺いいたします。

4点目は、今後、商店街振興につながる跡地活用計画があるのか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 12番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 平和堂跡地利活用と商店街振興についてご質問をいただきました。

1点目の日野町観光駐車場およびトイレ新築工事設計については、日野まちかど感應館新館みかく前のトイレをベースに設計を行いましたが、仕様の変更や物価上昇も伴い、当初想定していた事業費より大幅に増額となりました。今後の工事計画については、地元の声を踏まえつつ見直しを進めてまいります。

2点目の現在の跡地利活用と今後の利活用については、現在の跡地利活用のほかに、新たな予定は今のところございませんが、現況において、まちなか観光の基点として、日野祭をはじめとし、日野ひなまつり紀行、コーヒーフェスティバルなどの観光イベントなどで、駐車場や仮設トイレ設置場所として広く活用をしているところです。

3点目の平和堂跡地については、町で管理するものとなります。観光イベントなどで駐車場等として活用する場合には、担当課の商工観光課と日野観光協会で管理を行っております。

4点目の今後の跡地活用計画については、現在のところ具体的な活用計画はありませんが、観光イベントなどで駐車場などとして活用することにより、商店等のにぎわいにつながればと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目についてなんですが、観光駐車場やトイレ新築工事設計については、事業費が大幅に拡大ということで、今、検討いただいているということでございました。今後は地元の声を踏まえつつ、見直しを行うということのご答弁でございましたけれども、具体的には、規模を縮小したりとか仕様を見直すとかいう形で、工事は進めるというふうにお考えなのか、その点をお伺いしたいと思います。

また、地元の声を踏まえつつということですが、地元の方からどのような声が届いているのかについても教えていただければと思います。

2点目は、現在の跡地利活用のほかに新たな予定はないということですが、いろいろ使って、今回の花火のときも駐車場として使っておられたのですけれども、そうするとすごく草なんかも刈られていて、大変きれいな状態が続くわけですけれども、もっともっとイベントなどに利用していただくと、きれいにもなりますし、もう少し活用を増やすことは考えておられないのか、お伺いしたいと思います。

3点目は、平和堂跡地の隣接地にはやすらぎ公園というのが隣接しております、花とか木々があって、ベンチなどもあって、きれいに地元の方が花などを植えていただいて、きれいにされております。また、神社というのも隣接しております、大変、裏にはお寺もありますし、景観的には配慮が要る場所だというふうに思っております。

そこに今、大きな塀がばんと道路沿いに立っているわけですけれども、その前に、地元の方だと思いますけど、花のプランターなども置いていただいて、何とか景観に配慮されているなというふうに思うんですけども、この状態は景観的に違和感、よく私はここを通るのでいつも思うんですが、違和感があるというふうに町ではお考えではないのでしょうか。その点、お聞かせ下さい。

4点目ですが、観光イベントの駐車場等として活用することにより、商店街のにぎわいにつながるということで、確かにひなまつり紀行ですとかいうイベントがある、日野祭はもちろんのことですが、大変にぎわっておりますけれども、平常時にもやはり商店街がにぎわなければ、地元商店街の効果というのではないのではなくなと思いますが、地元の商店さんとか商工会、また観光協会との意見交換はされているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） ただいま中西議員から再質問いただきました。4点ご質問いただきました。

まず、1点目のトイレが大幅に設計額が拡大したということで、規模をどのようにしながら工事を進める予定はあるのかということでございますが、確かに価格高騰で事業費が大変上がっておりまして、トイレにつきましても、機能を果たす部分では非常に大事にしていくということで、もちろん町なかのトイレの課題がございますので、それは進めてまいります。

規模とかその辺につきましては、やはり価格があまり上がらないような形で、少し検討をしていく必要があるということで、そういう意味でも、地元の方の声を聞かせていただきながら進めていくというところでございます。

どのような声が届いているかにつきましては、それはもう、過去からいろんな形

で、商店街さんとか、当時の声も聞かせていただいているし、そこは十分受け止めをさせていただいておりますので、トイレ設置についてどのような形がいいかということをちょっと、もう少し聞きながら、見直しを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、草刈り等のイベントに利用することで、もう少し活用を増やすことはできないかということでございますが、今現在、具体的な計画はないところではございますけれども、常に活用する前には、担当課である、例えば商工観光課でも、草ができるだけ生やさないような形とか、あと安全に駐車をいただくように白線とかその辺を引いたりとか、区画のロープを張ったりということで、またイベントには仮設トイレを設置したりという形で、できるだけ町なかに出ていっていただく基点となるように心がけているところでございます。

まずは観光トイレをできるだけ早く設置をして、スタートの基点になるような形を整えていきたいなというふうに考えております。

あと、地元の方々にたくさんご協力いただいて、花のほうも植えていただいたりということで、景観的にも配慮いただき、本当に地元の方にも感謝をしているところでございます。何せ日野町の今までの一番のにぎわいの場所であったと。役場があった場所でもございますし、そこは本当に町の中心というところで捉えておりますので、今後、新たな時代の変化にも対応した形で、あそこが若い方にも使っていただけるような場所にもなればというふうに思いますので、裏に駐車場があって、通りに面しているというところの利点も活用しながら、計画のほうを図っていけたらというふうに考えております。

あと、商店街のにぎわいに対して、平常時の観光協会とか商工会とのやり取りはということでございますが、常に商工振興の商店街のにぎわいというところでは課題を町全体、もちろん商工会との、常にやり取りもしておりますし、観光協会に至りましては、今、もう少し上で観光協会があることによって、みかくを中心ににぎわいの拠点が生まれておりますので、ああいった形でもう少し、点を線に変えながらというか、その辺でまだまだ、町も議論をしていくという余地はたくさんあると思いますので、今後もしっかりと両者と協力しながらやっていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再々質問をさせていただきたいと思います。

今回、トイレなど見直していただいて、駐車場とトイレは何とか進めていただけるのかなという御答弁だったかなと思うんですが、例えばそれが完成したときに、先ほども申し上げましたが、道路沿いに大きな塀が立っていますが、それをなくしていただいて、隣の公園とか、そういうようなところと一体化できるような、きれ

いな施設になるのか、また観光の方が来られても、日野らしい、花のまち日野というふうに銘打っておられますので、大変きれいなまちなんだなというふうな印象を受けてもらえるようなものとなるのか、その点はどういうふうにお考えか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） ただいま再々質問いただきました。

トイレ完成とともに、今現在ある堀とか景観をどのように考えるかというところでございますが、商店とかの要望からもいただいているとおり、トイレと、あそこをイベントができるようなスペースにしてほしいという要望を聞いておりますので、設計の絵としてはそのような形で考えているところでございますけれども、何せちょっと、今、価格が高騰しているというところで、なかなか、住民の皆さんの理解も得られる形にしないといけないというところもありますので、トイレ設置は必ず必要というふうに考えておりまし、先ほども言いましたように、あそこは通りに面してもおりまし、背後に駐車場があるということで、そこをうまくできるような形で、堀をずっとあの状態で造るというよりも、もう少し、言いましたように一体的な整備ができないかというようなところは考えているところでございますので、また、その辺を反映できるようにしていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 質問ではありませんが、以前はあそこのやすらぎ公園のところに曳山のモニュメントですか、ほいのぼりのモニュメントもあったかなと思います。もちろん役場もあり、平和堂もありの、大変にぎわった時期もございまして、やはりまちの真ん中だなという思いで、私たちもすごく見ていましたけれども、時代の流れとともに、現状、このようになってきているんですけども、やっぱりもう一度、まちのにぎわいが戻るように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、小学校・中学校体育館のエアコン整備についてお伺いいたします。今年の夏は全国的に気温が35度以上の猛暑日となるところが相次ぎました。滋賀県も熱中症警戒アラートが発表された日も多くありました。今後も残暑厳しく、小まめな水分補給やエアコンの適切な使用など、熱中症対策が必要と言われています。地球温暖化はますます進んでいると感じています。

そんな中ではありますが、学校体育施設開放事業の決算資料を見てみると、毎年多くの町民さんが年間を通して施設を利活用されています。また、子どもたちにとって体育館は、体育の授業や部活動、そして各種行事など、重要な場所でもあります。今、南海トラフ地震など、災害対策が必要と言われているところでもあり、

避難所の環境改善も進めなければならないところであります。災害時に避難所となる体育館の環境改善には、エアコン整備も考えなければいけないと思っております。

そこで、昨年12月議会でもお聞きいたしましたが、小・中学校体育館のエアコン整備について何点かお伺いいたします。

1点目は、町としても体育館へのエアコン整備は喫緊の課題であるとお考えだというふうに思いますが、設置について検討や研究、調査はされているのか、お伺いいたします。

2点目は、今後、財政負担等を乗り越え、どう取り組んでいこうとお考えか、教えて下さい。

3点目は、まず1つしかない中学校体育館から考え、その後、小学校を順次計画し、設置を考えていくことはできないのでしょうか。お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 小・中学校のエアコン設置についてご質問をいただきました。

まず、1点目の設置についての検討や研究、調査については、今年度に入って、昨年度設置された甲賀市の中学校を訪問し、体育館に設置された空調設備の仕様や実際の使用状況等について情報収集を行いました。この中で、設置に係る経費やランニングコストなどの課題を課内で協議しているところでございます。

次の財政負担等を踏まえた取組方向については、導入に係る経費は、町財政の負担軽減となる有利な補助事業の活用を検討します。また、学校における使用ルールの調整や学校体育施設開放事業による体育館の使用料の見直しなど、ランニングコストについても検討が必要であると考えています。

次の体育館への空調設備の設置については、大きな財政負担を生じることから、計画的な整備を進めることができます。その中において、猛暑となる夏休み期間にもクラブ活動を行っている中学校への整備が最優先であると考えています。小学校については、体育館の老朽化に伴う大規模改修と併せて一体的に整備するなど、計画的な整備を検討しています。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 再質問をさせていただきます。

1点目についてなんですが、甲賀市の中学校体育館の情報収集をされたという、今、課内で協議をされているというご答弁でございました。課内で今、一番問題となっているものというのは何なのか、ご協議された中でみんなが課題としているものは何なのか教えていただきたいと思います。

2点目は、学校体育施設開放事業についてなんですかけれども、令和6年度の決算を見ておりますと、年間1万5,822人の利用者で、冬場、12月から2月の3か月間なんですが、合計しますと3,888人の利用者がありました。暖房が必要な時期だ

とは思いますが、暖房が必要な場合ばかりとは限らないわけですけれども、多くの方が利用されているというところでございます。

また、夏場、7月、8月の利用者は合計で2,533人、多くの利用者がおられます。夏場というのはやっぱり暑さに耐えるということはできないので、やっぱりエアコンがついたらエアコンを利用されるのではないかというふうに思います。

利用者さんにとってよい環境で活用していただくということは、やっぱり町も考えていかなければいけないのでないかなというふうに思いますので、その点もお伺いしたいと思います。

それから、使われた分だけ利用代が増えるというか、わけですけれども、それは利用者さんと協議していただきて、また代表の方もいらっしゃると思いますので、そういうところで協議をしていただきたいと思いますが、現在、お声を聞いているとかいうことはないのかの点も、お伺いしたいと思います。

それと、財政負担の軽減となるように有利な補助事業の活用を検討するということでしたが、具体的にお示しはなかったわけなんですけれども、前回も申し上げましたが、避難所となる体育館のエアコンを設置するときに活用できる緊急防災減災事業債について申し上げましたが、起債は体育館設備に係る事業費の全額が起債対象で、元利償還金の70パーセントが地方交付税措置される有利な起債というふうにご答弁もありましたし、聞いております。多くの市町がこれを活用されているというふうにも聞いておりますが、これについても町は検討をされたのか、お伺いいたします。

3点目ですけれども、中学校体育館は小学校に比べて比較的新しい、平成20年ぐらいに建設されているというふうに思うんですけども、最優先して考えているというご答弁でしたので、ぜひとも最優先で考えていただきたいというふうに思いますし、他市町でも、まず中学校からということで進めておられる例が多いというふうに私も見ております。

それなんですけれども、昨今の物価上昇を考えると、先ほどもありましたけど、トイレ設置でももう、考えられないような物価高騰ということで、今、検討されているということなんで、時間を置けば置くほど、多分、物価が下がるというふうには、今のこの状況ではとても考えられるような状況ではないと思うんですね。やっぱり、しっかり早急に検討していただきて方向を決めていかないと、予算を組んでいただいても、まだそれに上乗せをしなければならないような状況は多々起こってくるのではないかと私は危惧しております。

やはり、本当に皆さん、ご検討いただいていると思いますが、早急に計画を決めていただきたいというのが私の思いであります。そのことについてちょっとご答弁をいただければというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 中西議員のほうから、小・中学校の体育館のエアコン設置についてということで再質問を頂戴いたしました。

まず、1点目の一一番何が問題か、今、協議している中で。これは、教育費の中でいろんな更新のものが今、どんどんやってきています。その優先順位です。

例えば来年ですと、子どもたちのタブレットの更新がもう、やってきます。今、試算しますと約1億。それに、今年度も小学校のLED、日野小、必佐小学校で、取り替えましたが、それももう蛍光管がなくなるので、蛍光管がなくなつてからでは遅いので、これもまた、来年度も引き続き次の学校をせなあかんなというところです。

それから、プロジェクターの液晶がだんだん薄くなつてきていて、ＩＣＴ教育を進めようと思いますと、電子黒板の更新、今年は桜谷小学校、予算をお認めいただいて更新をさせていただきますが、順次していかなあかんということで、これもまた何千万円単位で順番にお金がかかってくるという中で、体育館のエアコン、まず中学校からということを検討したときに、約工事費1億円、あとのご質問でもあります緊防債の研究のほうも、財政のほうとも協議して、それが有利かなという話でしていますが、そのコスト、それからランニングコストを考えたときに、どこまで財政、町全体の中で、教育費の中で、そこを優先的にしていこうか、その先には必佐小学校の改修も見えております中で、ただ暑さは待ってくれませんので、ここは喫緊の課題という認識の中で、今、町長からも指示をいただいているし、教育長も今年度に入って何回も、ちょっと話をさせていただいている状況の中で、何とか中学校にはさせていただきたいなという原課の思いと、学校の現場の思いと、あとは財政の調整というところが、今、一番の課題かなというふうに考えております。課題というか一番問題として検討しております。

2番目の学校開放の使用についてです。こちらのほうはもう、設置しましたら、申し訳ございませんが、設置してエアコンが入っている体育館については、エアコンの使用料ということも、お使いになった分については相応の負担分を徴収させていただくような方向で検討させていただく必要があるかなと考えております。

これは先進地の、例えば甲賀市さんなんかでもそのような方向でしていますので、これを今、1回500円というのをいくらにするのかというのが、体育館のエアコンを1時間入れると、試算ですけども5,000から6,000円、ガス代、電気代がかかるかなというような試算をしております。

その中で500円を1,000円にして、あと4,000円を町が、1時間の場合ですけども負担するのかどうかというところも含めて、ただ、あまり高くなると、町民の健康増進とかスポーツ推進の観点からして、そこの施設を有効利用いただくといふこ

とも大切ですので、ここは決まった段階で、また使用団体とも調整していきたいな、協議させていただきたいなというふうに考えております。

あとは、財政の問題でございます。今、文部科学省のほうでも全国的な暑さの中での体育館とかLEDとか、老朽化の話でありますとか、いろんなICT機器のことでありますとか、補助金を設けていただいておりますが、中西議員のご質問にもありましたように、近隣を見ておりましても、緊防債の起債を使用させていただくことが一番有利ではないかなということで、今、財政のほうとは、もしするとすると、それが有利かなというふうなことでお話をさせていただいているところでございます。

あと、物価上昇がどんどん進む中で、時間を置けば置くほどいろんな部材も上がりますし、工事費も上がってくる中で、早くしたほうがという、まさにそのとおりかと思います。いろんなものが次々控えていますし、実は本体の校舎の空調もそろそろ更新時期に来ております。一斉に日野町小・中学校、入れておりますので、これを入れ替えるとなると、また2億円、3億円とは言いませんけども、それなりのお金がかかってくるというところで、大変、今、頭の悩ましい問題です。

入れたら次、エアコンは必ず修理とか修繕とか不具合が出てきますので、今年の夏も教室のエアコンの不具合の電話が非常に学校から多くて、もう担当者も右往左往しておりますし、そういう中での修繕、営繕の管理というところも含め、ただ、体育館のエアコンについては、本当に猛暑の中の生徒のクラブ活動であったり、活動の中の喫緊の課題ということは認識しておりますので、そこら辺の全体の状況を見極めながら、頑張って予算要求をして、町としても実現してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 再々質問になるかと思いますが、大変、やっぱり学校においてもタブレットでありますとか様々なLEDですとか、本当に優先順位をつけて、ちゃんと財政が回るようにしていただいている、苦慮されているということは十分に分かります。基金なども積み立てていただいて、何とかしのいでおられるのかなというふうに思いますけれども、やっぱり子どもたちの声はどうなのかなというふうに思うんですね。小学校の議会見学に来られた子どもたちの中にも、やっぱりエアコンをつけてほしいというような声が何人かあります。

もちろん中学校なんかは部活でも使われているということですので、本当にほかの中学校と環境がやっぱり違うというのは、本当に町として申し訳ないなというふうに感じておられるのではないかなというふうには察するところなんですけれども、できるものならば、もちろん早急につけたいという思いは皆さん、同じだというふうに思いますけれども、やっぱり子どもたちを優先して、教育委員会として学

校施設の整備として考えるのか、先ほども申しましたけど、災害の視点から見てしたほうが、今、国の方針としては有利なのかなというふうに思うんですね。だから、先ほどの有利な起債ということもありましたので、どちらの方向でいくのか、まずは町としてどういうふうに決められるのか教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） ありがとうございます。再々質問を頂戴しました。

子どもたちの声は確かにおっしゃったように、議場とかでも小学校が訪問で来られたときに、エアコンの要望なんかも出ておりますので、やはり暑い中で体育の授業、運動会の練習をするということでいいますと、ニーズの高いものやというふうに認識をしております。

何よりも、中学校の部活も頑張って練習していただいているが、暑さのためにクラブの時間が制限されて、夏休み期間中も朝8時半から10時で切り上げるというようなことで、十分練習が保障できていないような状況もあるということは大変心苦しく感じております。

一方で、災害の視点でエアコンを入れるのか、教育の視点で入れるのかということになりますと、導入については、災害の視点で入れるということは、緊防債の起債を借りるということで有利かと思っています。ただ、日々のこれからランニングといいますか維持管理、それから電気代のことになってきますと、全部教育費にかかるてきますので、そういう点で考えますと、そこも見極めながら、町財政全体のほうと、また総務部局のほうと協議しながら、前向きに、ここは進めてまいりたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 最後になりますが、先ほども出ておりました、今、教室についているエアコンの更新という話も出ておりましたが、もう10年以上になるのかなと思いますが、これをちょっと私も思い出しておりました。議会報告会の中で、ある親御さんが、物すごい暑い中で、教室で子どもたちが勉強している状況で本当にいいのか、議会は何してんのやということで質問をされました。もう、大変に私たちもそのことについて申し訳なく思い、議会の中でも議論を行って、やっぱり本当にエアコンを教室にも必要ではないかということで、国のほうに要望活動に行かれました。

様々に要望や陳情を行って、何とか国のほうもめどが立ちそうだということで、町のほうとも協議をしていただいて、何とか教室にエアコン整備が進んだという経過が、10年前いらっしゃった方は覚えていらっしゃると思いますが、そういうような経過があったことを私も思い出しました。

だから、今回もやっぱり町だけに任すわけではなくて、私たち議会ももう、でき

ることは絶対やっていって、町と一緒にになってこのことは進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、どうぞ、前向きに進めますようによろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 次に、11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） まず、質問を始めます前に、13日土曜日に行われました氏郷まつりにおきましては、献血や骨髓ドナー登録会に対しまして、福祉保健課、また町長の非常に熱心なご協力、お力添えを賜りまして、日赤血液センターの方も骨髓バンク関連の方も大変喜んでいらっしゃいました。ありがとうございます。お礼を述べておきます。今日は骨髓バンクの質問もするということで、オレンジ色のネクタイでやってまいりました。

それでは、今回は通告書に従いまして、分割方式にて3項目、お尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、1項目めですけれども、骨髓等移植ドナーへの支援拡充についてお尋ねしたいと思います。

骨髓バンクは白血病などの患者に、骨髓移植または末梢血幹細胞移植を提供するためのドナーとなる人を募集し、患者とドナーをマッチングさせる公的な事業です。滋賀県内では、ボランティア団体である滋賀骨髓献血の和を広げる会、以下、和の会と称しますけれども、が骨髓ドナー登録会等の活動を行っておりまして、日野町においても、日野町役場やフレンドマート日野店、工業団地などの献血会場にてドナー登録会を併設いたしまして、日本赤十字社の血液センターのスタッフとともに認定説明員が業務に当たっていらっしゃいます。

骨髓バンクが支援しております患者さんというのは、白血病や再生不良性貧血など血液の疾患による方々ですけれども、こういった方々が国内で今、年間におよそ1万人ぐらい発症していらっしゃいます。そのうち2,000人ぐらいの方は抗がん剤などではよくならなくて、どなたかから骨髓の提供を受けないといけないといった方々になります。

ところが、現実には2,000人のうちの約半数ほどしか骨髓の提供を受けていらっしゃることができないというのが現実です。ここに非常に大きな壁がありまして、といいますのは、骨髓のやり取りをしようと思いますと、白血球の型というのが一致しないと行えないんですね。赤血球でしたら、AとかBとかO、ABというように4種類ほどしか型がございませんけれども、白血球になりますと、これが数万通りあるというふうに言われております。

ですので、ドナーに選ばれるということになりますと、この壁を乗り越えないといけませんので、そうなりますと、もしご兄弟が4人いらっしゃると、大体理論上では4人に1人は白血球の方が合うと言われておりますけれども、これが他人さん

となりますと、数百から、下手すると数万分の1、数十万分の1ということになつてくるわけなんですね。

この中でも、ドナー登録者の中から運よく適合者が見つかったといったましても、ドナーが骨髓または末梢血幹細胞を提供するためには、検査などのための通院や数日間の入院などが必要となってまいります。

滋賀県では現在19市町全ての基礎自治体でドナー助成制度が実施されております。ここ日野町におきましても、令和3年、2021年ですけれども、7月19日に白血病の患者さんと関係者の方からの要請を受けまして、和の会の当時の片岡智一会長代行、現在は会長となっておられますけれども、とともに堀江町長、杉浦議長を訪ね、日野町でもドナー助成制度を創設していただくよう要望させていただきましたところ、ありがたいことに、大変大きな共感をしていただくことができまして、翌令和4年4月1日に日野町骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付要綱を施行していただくことができました。これにつきましては、議会の全員の議員からも賛成をいただくことができました。

本助成金は、ドナー提供を行う日野町民が骨髓または末梢血幹細胞提供のために通院や入院をされた場合、1日に2万円、最大で14万円を助成するというもので、ボランティアとしてドナーになった人にとって、経済的な負担を軽減する大変意義深いものであると思っております。

しかし、実際にドナーを体験された人にお話を伺いますと、いくつかの課題も見えてまいりました。そこで、これらの課題を町当局と共有し、骨髓ドナー登録をさらに推進していくための方策を幾つか質問、また提案させていただきたいと思います。

まず、1つ目ですけれども、子育て世帯のドナーへの支援についてお尋ねします。現在、日野町では日野町骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付要綱を施行して、骨髓等提供者の経済的負担軽減を図っておりますけれども、骨髓ドナーは数日間の通院や入院が必要です。特に子育て世帯の家庭では、入院や通院の間の子どもの預け先確保が課題となっておりまして、この部分がカバーされていないことが、提供をためらう要因となり得ます。

町として、ファミリーサポートセンターや一時預かり事業を活用し、ドナーが子どもを安心して預けられる環境整備や費用助成を検討する考えがないか、伺います。

2つ目ですけれども、企業への啓発活動について伺います。ドナーが安心して骨髓提供に臨むためには、勤務先の理解と協力が不可欠となります。県内ではドナー休暇制度を設ける企業も一部にございますけれども、日野町内ではまだ十分に浸透しておりません。ドナーの精神的、経済的安心のためには、町が率先して啓発を進める必要があると考えます。

町として、事業所向けにドナー休暇制度の導入を促進する啓発活動や、例えば協力企業をドナー支援推進企業として認定、表彰するような仕組みを検討してはどうでしょうか。伺います。

3つ目に、今後の支援体制の方向性について伺いたいと思います。ぜひ町長のお気持ちもしっかりと伺いたいなと思うわけですけれども、命を救うための骨髓提供に挑む町民を支援することは、地域社会全体で支えるべき取組であり、町としての責務であると私は思っております。現行の助成金に加え、子育て支援や企業への働きかけを含めた包括的な体制づくりが求められてもいると思います。町長は今後、子育て世帯への支援や企業への働きかけも含め、骨髓等移植ドナー支援の取組をどのように発展させていくお考えか、伺います。

以上、お願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 11番、後藤勇樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） 骨髓等移植ドナーの支援拡充についてご質問いただきました。

また、土曜日は本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

まず、1点目の子育て世帯ドナーへの支援については、ドナーが骨髓採取に至るまでには、面談や検査のための通院および採取時の入院と合わせると、計10日程度、仕事や学校を休む必要があり、入院や通院に伴うドナーの負担を軽減するための企業や団体、自治体による支援はありますが、ご家族の支援まではございません。

健康状態を含め、様々なことから都合がつけられず辞退されるドナーがおられるについて伺っており、そのことで移植につながらない現状があることは、移植を待つ患者さんのことを考えると、心苦しく複雑な思いでございます。

子育て世帯のドナーが骨髓採取に至るまでのハードルは、世帯ごとに様々あると考えられることから、提供者やボランティア団体のお話を聞かせていただくとともに、大きな枠組みの中で考えていく必要もあることから、先進的な取組事例なども含め、県にも意見を伺う中で、町として何ができるのか考えてまいりたいと思っております。

次に、企業への啓発活動については、毎年企業への訪問活動を行っていることから、訪問の中でドナー休暇制度の導入に向けた啓発や、取得しやすい環境整備についてご協力を願いしたいと考えます。また、日本骨髓バンクではホームページにおいて、ドナー休暇制度を設けている企業一覧や制度の案内、就業規則の文例を、さらには厚生労働省においても、ドナー休暇制度の案内や企業の導入事例が掲載されていることから、併せてご案内をさせていただければと思います。

次の、今後の支援体制の方向性については、助成金の支給や休暇制度の導入について整備が進んできているところであります。ドナーの方が提供しやすい環境を整えることで、多くの患者さんに生きるチャンスが生まれることになると考えます。

提供にあたっては、白血球の適合する確率や登録できる年齢、採取できる回数の制限などを考えると、費用助成や環境整備の拡充・充実と併せて、ドナー登録者数を増やしていくことも必要であります。

今後はドナー登録やドナー休暇取得が当たり前となり、ドナーの家族も含めた環境整備に向け、社会全体で取組が進められるよう、国や県、市町、骨髓バンクなど、それぞれが役割を分担する中で、町は何ができるのかを考え、支え合う社会づくり、支え合う地域づくりの実現を目指してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 3問目のご答弁の中で、今後はドナー登録が当たり前となりと、もう非常にこの言葉は感動いたしました。本当にそうなっていただきたいなというふうに思います。非常に前向きで、共感を得ていただいたというのが伝わるご答弁をいただいたわけですけれども、いま一度、具体的なところについてお尋ねしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1つ目の子育て世帯支援についてでございますけれども、町長ご自身が、もう報道もされておりますので、皆さん、ご存じやと思いますけれども、ドナーとして骨髓提供を経験され、入院や通院に伴う家族の負担感を身をもって体験されたことは、町の政策にとって大きな財産であると私は思っております。ちょっと調べましたら、全国で首長さんがドナー提供を行われたのは国内初ということで、日野町として全国に誇れる事例ではないかなと思います。本当に感謝いたしております。

特に子育て世帯では、子どもの預け先確保が大きな壁となり得ます。そこで伺います。ファミリーサポートセンターや一時預かり事業を利用する際の費用助成など、具体的な支援を来年度予算に計上していくお考えはございませんでしょうか。また、その財源として、国や県の子育て支援関連補助制度を活用する可能性について、どのように検討されますか。この辺をお尋ねいたします。福祉保健課と、もしかしたら子ども支援課のほうにも係るかもしれませんけれども。

2つ目、企業への啓発活動の活動についての再質問ですけれども、ドナー休暇制度を設ける企業が増えれば、町民が安心して骨髓提供に臨める環境が広がります。町長ご自身も経験を通じて、職場の理解の重要性を強く実感されたのではないかと私は思っております。

町として企業訪問で周知を行うだけでなく、制度導入企業を広報紙や町のホームページで紹介する仕組みや表彰制度の創設といった、見える形のインセンティブが必要です。こうした取組には予算措置が必要ですが、国や県でもドナー休暇制度の普及を後押しする事業がございます。町として補助制度を積極的に活用しながら、具体的な施策を講じる意思はございませんでしょうか。伺います。

3つ目です。今後の支援体制について、先ほど町長から、大きな枠組みの中で考
えるというふうに述べていただいたわけですが、ドナー経験を持つ町長だからこそ、町独自の具体策を明確に示すことが求められております。例えば、町内の
ドナー経験者の声を聞く場を設けて、もちろん匿名でされども、それを制度設計
に反映させることも可能です。

そこで伺います。今後、1年から2年の中期的視点で、町としてどの程度の財源
を確保し、どのような支援拡充を行うお考えか、また、国や県の補助制度を最大限
活用して財源を確保する方向性について、できましたら町長のご決意をお聞かせ
いただきたいと思います。

以上3点、お願ひします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） ただいま後藤議員からご質問いただきました。

まず、1点目の予算のことについてということでございます。まず、子育て世代
のドナーさんがどのような支援が必要なのかということを、まずお聞きした上で、
どういうことが町としてできるのかというのを考えた中で、必要な予算があれば、
また財政と相談しながら当初予算に上げていく、ないしは補正予算で上げていくと
いう形を取らせていただきたいというふうに思っています。

まず、何を支援していくのか、そこはまず考えることが大事かなと思っておりま
すので、その辺について町として何ができるかを考えていきたいなというふうに思
っているところでございます。

財源につきましては、また調べた中で、どう有利な財源が使えるのかも含めて、
併せて検討していきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

あと、2点目の企業さんへの見える形でのということでございます。大体、年間
企業訪問50社程度、商工観光課、それと企画、それと福祉のほうで合わせて訪問さ
せていただいておるところでございます。この中で、バンクさんですとか国の、そ
れぞれドナー休暇制度を設けるための見える形の支援をしていただいている
で、そういうことをまず、お伝えさせていただいた中で、企業さんが骨髓バンクの
申請をしていただくということもお手伝いを、ご案内をしていただければなという
ふうに思います。

また、県としましても、企業のほうのドナー制度休暇を進めるという形で進めよ
うというふうなこともお伺いしておりますので、また県とも合わせて、どういう方
向性で、どういう形で企業さんに取り入れてもらえるのかというのも併せて意見を
伺いながら、企業訪問活動でご案内していただければなというふうに思っていると
ころでございます。

3つ目につきましては、町長からということでおろしかったんでしょうか。すみ

ません。よろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 本当にこういったご質問をいただきまして、ありがとうございます。

まず、やはり今、こういったドナーの休暇制度も含めまして、結局自治体任せの状況でございまして、日野町や県内市町では休暇、1週間分ぐらいですかね。支援するという制度がありますけれども、全くないような県というのも当然、あるわけでございまして、そこが根本的に、各自治体任せという構造は非常に国全体の大きな課題だと思っておりますので、ここは私、日野町というよりもさらに私個人としても、国や関係国会議員も含めて訴えていきたいなというふうに思っております。国のほうでは、そういう議連が存在しているということも伺っておりますので、どこかでそこにアクセスをして、こういう現状と国全体の底上げを訴えてまいりたいと思います。

そういう中で、日野町としてどうなんだというところも当然であります。結論としては、申しましたとおり、どういったことができるのか考えていきたいというところでございますし、子どもの預け先というところも、可能性、そういうファミサポさんとか一時預かりということも可能性はあると思いますので、そういったことも見ていきたいですし、加えてやはり、ドナー制度やこういう白血病、骨髄移植を必要とするこういった病気ももちろんのこと、そのほかの難病ということも当然、あるわけでございます。その中で、もっとほかのご病気でお困りの方々も当然、おられるんで、そういうことも総合的に見ながら、町で判断をしていくということが大事ではないかなと思いますので、引き続き、民間サイドでまたご支援等を賜りたく思います。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） まず、福祉保健課長のご答弁の中で、年間50社ほど訪問しているということで、福祉保健課として、こういった病気の対策だけやなくて、健康増進も含めていろんなお話合いがされるんだだと思いますけれども、そういう中でぜひ、白血病の方とか、こういった再生不良性貧血とかいった病気の方について、また、ドナーとしての知識といったものを広めていただいて、その上で、ドナーの方々に協力できるような制度を、ドナーリストも含めてですけれども、企業の中でもつくっていただけるように、企業の中でも表彰制度があると、非常にいいと思うんですね。こういったものも含めて、ぜひ取り組んでいただけたらなというふうに思います。

今、町長のほうからは議連の話も出ておりましたけれども、滋賀県にも県会議員さん、超党派でがん対策の議員連盟というのがございます。そちらのほうとも連携

しながら骨髄バンクの活動のほうを行っているわけですけれども、なかなか、正しい知識が理解されていないというケースが非常に多いんですね。

まず、骨髄バンクそのものの活動についても理解されておりませんけど、骨髄移植というと、背骨に針刺すんやろう、大丈夫なんていう人があるんです、背骨なんか全然触らないんですね。お尻の大きい筋肉の下にあります腸骨というところですので、それも麻酔をかけてやりますので、針を刺した痛みというのはございませんし、それともう1つは、最近増えてきておりますのが、もしかしたら町長もご経験されたかもしれませんけど、末梢血幹細胞提供といいまして、骨髄を増やす注射を3日ほど、3日、4日ほど続けて打って、増えてきた骨髄が血液の中にあふれ出てきたら、それを成分献血と同じ方法で採取して、採取しなかった部分の残りの血液はお返しするという、非常に負担の少ない方法も増えてきておりますし、そういう意味では、それをご存じの方ってまだまだ少ないんですね。

助成にしましても、先ほどお話ししましたように、年間で骨髄移植を受けられる方自体が少ないわけですから、助成を用意しておいていただいたとしたって、1年間全然使われずにというケースのほうが本当は多いんじゃないかと、私どものようなちっちゃい町では、思うわけなんですね。ですので、子育て支援も絡めた支援というのも、ぜひ町単独ででも何か考えていただけるようにお願いしたいなというふうに思います。

最後にまとめとしまして、骨髄等移植ドナーの支援というのは、命を救うために地域全体が取り組むべき重要な課題です。日野町では既に助成金制度を設けていただきましたけれども、子育て中のドナーが子どもの預け先に困るなど、まだ解決すべき課題がございます。

町長ご自身がドナーとして骨髄提供を経験されたからこそ、その実感を町政に生かし、子育て支援や企業への啓発をもう一步進めていただきたいなというふうに切に思っております。特に企業の制度導入を見える化する仕組みや、国や県の補助制度を活用した財源確保を積極的に検討していただきたいというふうに思っております。

日野町が支え合う社会づくりの先進地となるよう、町長のリーダーシップの下、具体的施策の推進を強く提言させていただいて、1問目の質問を終わります。

それでは、2問目の質問をさせていただきます。2問目は、政府の米増産への政策転換を受け、町当局の農家への対応を伺います。

資料をつけさせていただいております。全国の食用米の生産量と卸価格の推移と、下にあります表が日野町の水稻生産量の推移、日野町のほう側は食用米以外も含んでおります。食用米以外というのはどういうものかというと、加工米であるとか、あるいはWCSという飼料稻とか飼料米とかいったものを全部ひっくるめた量と

いうことになっておりますので、ちょっと上の表とは違うかもしませんので、ちょっとご注意いただきながら、必要なときに適宜ご覧いただければと思います。ここで見て下さいというのは言いませんので。

かつて米の生産調整のために導入されておりました減反政策は、平成30年、2018年に廃止されましたが、政府は主食用米の生産量を調整するために、米から他の作物へ転作する米農家へ補助金を出し、畠へと変わった水田も多く見られます。

そのような中、長年下落傾向にあった米の消費は、2021年度から上向き始め、2023年度では国内の米生産量661万トンに対し、需要は705万トンに達しました。2023年度は猛暑と水不足の影響で作況指数が悪化し、くず米の比率が高まりました。この状況で、2024年8月には南海トラフ地震臨時情報が流れ、防災対策として、米の買いだめをする消費者が急増し、米が一気に店頭から消えていきました。

政府は新米の収穫とともに米不足も収束すると予測しておりましたけれども、前年の不作も重なりまして、新米の需要が急拡大し、日野町などの湖東地域を含め、国内の米産地では、農家から直接米を購入するブローカー的な業者の参入も相次ぎ、農協の集荷率も20パーセント台に低下しました。

その結果、2024年8月末には、米の価格が10キロ約5,000円まで高騰し、小売店の店頭では慢性的な米不足が続き、2024年初頭には10キロ3,000円だった米価格が、本年5月には10キロ8,000円にまで高騰しました。最近の報道では、新米が取れてからまた、さらに高くなっている報道もされております。

この令和の米騒動と言われる現象は、マスコミが社会不安をあおる報道を過剰に繰り返したことが大きな原因と考えられますが、本年5月に就任した小泉農水相は、就任直後から米不足解消と米価安定を目的に掲げつつ、本来の趣旨から逸脱した政府備蓄米の放出、減反政策後の生産調整を見直した米増産政策、さらには輸入米の活用などを次々に打ち出しています。

これらの施策は一見すると、消費者に寄り添うもののように映りますが、その一方で、昨年度比約1.7倍に上昇した新米の概算金額により、ようやく補助金に依存しない稻作経営に光明が見え始めた農家の営農意欲を、再びそぐ危険性をはらんでいると考えます。まさに、あぜ道の声に耳を傾けない、大変危うい政策であると言わざるを得ません。

については、以下について、町当局の見解を伺います。

まず、1つ目ですけれども、小泉農水大臣による一連の米政策転換について、本町としてどのように受け止めていらっしゃるか。また、日野町内の稻作農家に与える影響をどのように分析していらっしゃるか、伺います。

2つ目ですけど、今後、再び米価の下落が懸念される中で、農家の営農意欲を維持し、持続的な稻作経営を確保するため、本町としてどのような支援策を講じるお

考え方、伺います。

3つ目ですけど、消費者への安定供給と農家の将来意欲の維持という2つの課題を、町としてどのようにバランスさせるおつもりなのか、具体的な方針を伺います。

4つ目ですけど、稲作後継者および新規就農者の確保育成に関し、今回の国の政策転換を踏まえて、本町独自に講じる施策、例えば所得補填や販路支援、研修機会の拡充などを検討していらっしゃるかどうか。

5つ目に、国の動向に左右されず、中長期的に本町の農業をどう位置づけ、町民の食と農を守っていくのか、本町の基幹産業である稲作を中心とした地域農業の将来像をどのように描いていらっしゃるのか、伺います。お願ひします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 政府の米増産への政策転換を受け、町の農家への対応についてご質問いただきました。

1点目の小泉農林水産大臣による一連の米政策転換については、政府備蓄米の市場放出による消費者米価対策等の消費者向けの対応策が目立ち、生産者にとって適正な米価に戻った状況から、再び米価が下落するのではないかという懸念があります。一方で生産者向けには米増産に向けた新たな技術導入等を示されてはいるものの、具体的な対策が見えてこない状況であると受け止めております。これにより稲作農家の生産意欲が減退する等の影響を懸念しているところです。

2点目の再度の米価下落を見据えた対策については、稲作農家が今後も生産を続けていけるだけの農業所得を確保できるような仕組みの検討が必要と考えています。今後、農作物全体に係る交付金の仕組みも大きく見直される方向であり、支援策については、国の動向を注視しつつ、関係機関とも協議をしながら検討していくと考えています。

3点目の米の安定供給と生産意欲維持のバランスを考える上で、米の価格と米の生産量が重要であると考えています。米の価格については、消費者が買い求めやすい価格かつ生産者も農業所得を確保できる価格である必要があります。このバランスを取っていくためには、国レベルの政策で示していただくべきものと考えます。町としては、農家が将来にわたる生産意欲を維持できるよう、安定供給を望む消費者との結びつきを強めることも1つではないかと考えているところです。

4点目の国の政策転換を踏ました独自施策については、3点目の質問にもありました、いかにバランスを保つかという部分を念頭に置き、情報収集をしながら、今後、検討してまいります。

5点の中長期的な視点に立った食と農を守っていく方策については、町民が町内で生産された農作物を無理なく地消できる状態を保った上で、町外へ日野の米をアピールし、有利販売により農家所得の向上につなげられるよう取り組んでいきた

いと考えています。

稲作を中心とした地域農業の将来像については、国が力を入れる大規模農業経営への集約だけでなく、農業、農村を守っていくためには小さな農家一人ひとりの存在が非常に大切であることをいま一度認識し、大きな農家と小さな農家、土地持ち非農家の皆が協力し合っていける町を目指していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 最後の答弁の中にもありましたけれども、小さな農家を守っていくというのは、国連ももう、ずっと言っていることですので、なかなか日本の農業政策というのは大規模農家、また推進員などを配置しました要因というのも、集積化、集約化というところでございますので、なかなか日本は小さい農家を守る制度が十分にできていないんじゃないかなというのを、常日頃から思っているところでございますけれども、その点も踏まえて再質問をさせていただきます。

まず、米価下落リスクへの具体的な対応についてですけれども、今、町長のご答弁では、国の動向を注視するということでございましたけれども、農家の営農意欲を守るためにには、町独自の即応性も不可欠です。なかなかやつぱり、日野町に限ったことじゃないんですけど、行政の対応というのが、即応性いうところではもう、いろんな体制で難しい部分もあるんだと思いますけれども、なかなか見られないということがありまして、しっかりと即応性も考えながら対応していただきたいと思うわけですけど、例えば農協や直売所を通じた販売促進であるとか、昨年の6月議会の一般質問で私、提案させていただきましたけれども、米不足や災害時に備えた米の地域備蓄、米を保存しようと思ったら低温倉庫みたいのが要るわけで、なかなか個人としては難しいわけなんですね、農家の。

こういったものとか、消費者への安定供給の仕組みづくりなど、町が主導できる取組もございます。これらを実現するにあたり、県の農業経営安定対策や国の交付金を財源として活用することも可能ではないかと思っております。町として財源確保の方策を含めた具体的な施策をどのように検討されるか、伺います。

2つ目に、消費者との結びつき強化ということでございますけれども、今のご答弁で町長のほうから、消費者との結びつきを強めるというふうにご回答ございましたけれども、既に学校給食にて日野産米を利用していたいているわけでござりますけれども、例えば、その他の公共施設や町内飲食店での日野産米の優先利用であるとか、町民への予約販売、定期購入制度の導入といった取組は、町民の理解と参加を得ながら進められる施策ではないかと思っております。

こうした仕組みをつくるには一定の財源も必要ですが、県の地産地消推進事業や国の地域食料安全保障関連予算を活用することも考えられます。町として補助制度を組み合わせて進めるお考えがあるかどうか、伺います。

3つ目に、新規就農者や後継者の支援についてですけれども、後継者や新規就農者の確保は喫緊の課題であり、待ったなしの対応が求められております。これは令和の米騒動いかんに関わらず、ずっと我々の前に立ち塞がっている課題でもございます。初期投資を軽減する所得補填制度、先輩農家と連携した研修、販路の開拓支援など、町が独自に工夫できる施策でもございます。

これらを進めるにあたり、現在も取り組んでいただいている県の担い手育成事業や国の農家次世代人材投資資金など、既存の補助制度のさらなるフル活用などで、町単独の財政負担を軽減することも可能かと思います。町としてこうした財源をさらに積極的に活用する意思をお持ちかどうか、伺います。

次に、長期的な農業ビジョンについてですけれども、今ほどの町長のご答弁では、大きな農家と小さな農家が協力し合うまちを目指すという理念を示されましたが、それを実現するには、将来像を数値や目標で具体化することが必要だと思います。例えば5年後、10年後における稻作規模や販売戦略の方向性を町としてどのように描き、国や県の農政支援制度を組み合せながら実現していくお考えなのか、伺いたいと思います。

以上、お願いします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 後藤議員から4点ご質問いただきました。

當農意欲を守る、即効性のある補助事業と対応は、やはりこういった時代には大切なんだということをおっしゃっていただきました。まさにそのとおりかなというふうに思います。

どのような仕組みで支援をするかというのは、いろんな切り口があるかなと思いますが、まず、今、農業情勢がもうこの間、ずっと大変な状況でございますので、燃油高騰対策であるとか、あるいは肥料の関係の対策、そして薬剤の補助や、近年においてはいわゆる農業組合さんを通じた支援というような形で、場当たり的と言われるとそれまでかもしれません、今できる限りのことを最大限、町としては取組をさせていただいているところでございます。

そういったものの反応とかも、農家さんのご意見なんかも聞かせていただきながら、その次、その次の展開を今、考えているところでございますので、今、必要とされるものは何なのかということを絶えず考えながら、そういうようなことで対応していきたいというふうにも考えるわけでございます。

販売促進や地域備蓄の関係でいいますと、なかなか町独自で大きな設備を、投資をして建物を持つというのは、ちょっと過大な設備投資になるおそれもあるので、難しいかなというふうに思うんですが、それこそ民間さんのお持ちである、例えば低温倉庫のようなものですとかいったものの中で、お買い求めになる量を一定、置

いていただくという仕組みも、1つ有効ではないのかなというようなことも考えたりするところでございます。

ただ、相手があることでございますので、町のほうで勝手にできることではございませんので、そういう仕組み、お買い求めになっていくものを絶えず新鮮な状態で置いておいていただくというようなこととか、できるかどうか、その辺りについては考えていきたいなというふうにも思います。

販売促進の面でいいますと、いろいろな特別栽培米や有機米等の関係も含めまして、商談会等のほうにも出かけさせていただいて、日野の米を売っていく機会というのを探しているところでございます。マッチングがうまくいきましたら、そういったところのチャンネルを通じまして、販売拡大にもつなげられたらいいかなというふうにも思っております。

また、結びつきを強めるという2点目の、ほかの公共施設や飲食店での取扱い、また、そして町民さんへの優先販売ということでございます。こういったものについては、町内の公共施設、いろいろございますけれども、どこから調達しておられるのかについて調査はしていないんですが、いわゆる口コミとかで聞いておりますと、日野町の米を使っていただいている方が非常に多いというような印象を持っております。

農家さんも直接どことこへ納めてきたということもおっしゃったりをしておりますので、やはり日野町の中で取り扱われる米というのは、日野町内である程度循環しているのではないかなど。その一方で京都や大阪、県内も含めまして、日野の米をお買い求めになるといった飲食業の方々もいらっしゃるということで、お米が、どことは言いませんけれども出ていっている、そこで消費していただいているという状況は確実にございますので、そういうものをさらにどういうふうに広げていくのか、確保していくのかというのについては、またJAや関係機関等も共有しながら、より一層、そういうようなところの結びつきを強めて、日野の米がアピールできるようになればありがたいかなというふうに思っております。

優先販売の予約まではちょっと、町があっせんできるかどうかは分かりませんけれども、欲しいと思われる町民さんのところに確実に届くような方策というものが、どういうものがあるのかについては、JA等にも一度相談はしてみたいなというふうにも思います。

また、今後ですけれども、いわゆる農家さんが安心して作って、それを安定的に供給できる仕組みというのは、これからますます重要になってくるかなというふうに思います。日野町のような生産地は、大都会のような消費地とある程度結びつきを強めることで、大都会はそれほど農地がございませんので、むしろ向こうは安定的においしい米を欲しいというふうに願っておられる。その結びつきを強めるこ

とによりまして、一定の水準の米価のものをお出しをして、向こうも安心した出どころがはっきりしたものをお食べいただく、そういうような結びつきを強めることというのは、農家の方の営農意欲の継続や、そしてまた農業を続けていこうということにつながるのではないのかなというふうに思っております。

新規の就農者や後継者の関係につきましては、なかなか難しい部分もあるんですけれども、最近、オーガニックや有機の農業が注目をされていることや、米の関係がこういう価格上昇のこともある影響から、関心が非常に高い方が多いのかなというふうに思っております。その関係で、窓口にご相談にお越しになる方も、以前よりも増えてきているような印象を持っているところでございます。

どのような農業を目指していこうとされるのか、まずはその方の経営しようとしているスタイルをお聞きをする中で、どういった農地をご用意をされているおつもりなのか、あるいはどうするのかということを聞き取って農業組合長さんとつながり、あるいは研修の機会として学校や研修機会の情報提供、ご案内を直接させていただいて、受講を促したりということもさせていただいております。

また、実際に販売ということで、京都や大阪等に出荷されている、そしてそれを今まさにやっておられる方の農家さんのところに同行いたしまして、どういう仕組みであればうまく売っていけるのかということも、ご希望があれば一緒に出かけさせていただいて、実地に見ていただいて学んでいただくということもさせていただいております。

こういうようなことを積み重ねることによりまして、せっかく農業をやろうというふうに思っていただいているので、その方がうまく成功できるようなお手伝いができればなというふうにも思っております。

当然、その次の段階としては、県の施策ということで補助事業やいろんな制度もございますので、融資も含めまして、その方に合ったものを提案しながら、農業に取り組んでいただけるような道筋をつくれればいいかなというふうにも思っております。

長期的なビジョン数値や目標というのはあるべきかなというふうには思うんですが、議員がお示しいただいた数値1つを取りましても、年々ちょっと生産量が下がってきたり、そしてまた、市場の動向によって上がってみたりということで、非常に読むのが難しい状況かなというふうにも思っております。

その中におきましても、できましたら日野町は水稻のこういった農業で成り立っている町でございますので、一定程度の水準を保ち、できればあまり下がることがないような状況の中で農地を維持していただきながら、水稻あるいは大豆や麦というようなものを織り交ぜながら、農業を続けていけるというようなものになればいいかなというふうにも思っております。

国のはうも、担い手さんを中心としたいわゆる経営安定のための政策や、農家や集落組織を対象とした条件不利地のための政策を出していただいておりますので、こういったものを組み合せながら、いわゆる国の農業政策としては、国民が食べていいけるだけの食料生産に携わる農業者さんが安定して農業を続けられるような仕組みを我々も望んでおりますので、国の政策を見ながら町も一緒に考えていきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、何点か、ちょっと再々質問をさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の質問に対する今の再質問のご答弁の中で、今、必要とされるものが何なのかを考えていきたいということですけど、私、10年ほど前から毎回、必ず年間に何回か、一般質問では農業、特にお米作りについての質問をさせていただいているわけですけれども、その中でも同じような質問、何回かさせていただいておりまして、そのたびに、今、必要とされるものは何なのかをまずは調べてということをもう、何回か伺っているんですけども、何年もたっているわけですけれども、ということはまだ必要とされているものは何かを、生産者であるとかJAから聴取、しっかりとされていないのか、あるいはそれについて分析されていないのかと逆に疑問を持ったわけなんですけれども、その辺をちょっと明らかにしていただきたいなというふうに思います。

それと、日野産米をしっかりと皆さんに食べていただいて、需要を増やすという意味から、ぜひこういうことに取り組めないかなというので、ある意味、提案として質問したいんですけども、日野町のお店で日野産米を使っているところも最近増えてきているというご答弁、今、いただきましたけれども、このお店は日野町産米を使用していますという認定ステッカーみたいなものを町とかJAでちょっと一緒に考えていただいて、こういったものを、また商工観光課のほうとも関連するかもしれませんけれども、お店に掲げていただくとか、日野産米を使っている率がここのお店は何パーセント以上というのがありましたら、それに対して認定するような、表彰するような何か制度とかいうものをつくっていただいて、さらに、金曜日の山本議員の質問の中にもありましたけど、日野産米をどこで買えるんだと聞かれたときに、どことすぐに答えられない。どこで売られているんですかと聞かれていきましたけれども、そのとおりだと思いますので、日野産米が食べられるお店、日野産米を売っているお店といったところを、ここで買いなさいじゃなくて、こういったところが扱っていますというのを、ホームページなり広報なりで紹介するようなシステム、あるいは先ほどの認定店の紹介ページでもいいですし、こういったものができるいかどうか。この辺もちょっとお話を伺いたいなというふうに思います。

それと、中長期的なビジョンについてお尋ねしましたけど、その中で、確かに具体的にすることは大事かもしれないけど、今のように価格が不安定な状態で、この先、10年先のビジョンがなかなか見通せないというお話がありましたけど、これは別に一般の企業、みんなやっていることでして、例えば自動車含めて輸出企業なんて、まさかトランプさんの関税がこんなふうに25パーセントになってみたり15パーセントになってみたり、変動するなんて誰も思っていない状況でも、やっぱり5年先、10年先のビジョンを当然、立てているわけですね。それに対して毎回見直しをやっているわけなんですね。

町としても総合戦略あるいは総合計画を立てていらっしゃっても、そのとおりに進むことなんかあり得ないわけで、毎年見直しというのをやっていらっしゃると思います。ですので、同じことじゃないかと思いますので、そういう意味では、5年先、10年先のビジョンもないのに何に向かって、目標に向かっていくのかという、逆に私は疑問に思うわけでして、この辺、どう考えられるか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 後藤議員から再度ご質問いただきました。

今、必要とされるものを検討していないんじゃないかということのお尋ねでございますが、検討した結果、補助事業、各種事業の施策を適切に対応しておりますので、時代に合ったもの、求められているものをしておるというふうに考えております。

それから、認定ステッカーのようなものや、それから食べられるような認証店あるいは取扱い店の表示につきましては、商工観光課や商工会、JAさんとも相談をしたいと思います。

それから、長期ビジョンの話でいいますと、町につきましては、いわゆる数値的なものがなかなか、今すぐにお示しできるものがなくて申し訳なかったんですが、令和5年度、6年度で地域計画を立てさせていただきまして、それで5年後、10年後の農家が、農地がどのようにしていくのかというのを明らかにしたところでございます。これに基づいて、各地域はその将来像に向かって今、農業、取組を今、まさに進めさせていただいておりますので、町はそれを尊重しながら支援をしていきたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） もう質問はできませんけれども、ぜひ最後の中長期的なビジョンというものにつきましては、課長おっしゃるように、当然、毎年いろんな状況が変わっていきますので、そういう中で計画をアジャストメントしながら、調整しながら、地域計画についても今回、出していただきましたけど、各地区から、これも

毎年、当然、見直していかれるんだと思いますけど、そこにやっぱり当事者も含めながら、微調整しながら進めていただきたいなと思いますので、お願いいいたします。

政府の米増産政策というのは、一見前向きに見えますけれども、農家の営農意欲を損なう危険性というのはもう、十分はらんでいると思います。日野町としては、国の動向を見守るだけでなく、町独自の支援を具体的に打ち出していくということもやってくれているんやということで、農家の人たちに対する意欲にもつながっていくと思います。こういったことも必要じゃないかと思っております。

販売促進や現在の学校給食での地元米活用に加えて、町内施設や飲食店での日野産のお米活用促進策、新規就農者への支援拡大などは比較的、割とすぐに悪いんですけど、取り組みやすい課題ではないかなというふうに思いますので、財源についても、国や県の補助制度をさらに積極的に、また工夫して活用していくことで、町の負担を抑えつつ、実現していく可能性もあるというふうに思っております。

稻作を守って消費者への安定供給と農家の将来意欲を両立させるために、日野町が主体的に支援体制を整えることを強く提言させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、続きまして3問目の質間に移りたいと思います。

3つ目は、町道奥之池2号線第2工区の進捗について。東桜谷住民の長年の懸案であった町道奥之池線、今回の定例会議におきまして、町道奥之池2号線として認定の上程がございますので、奥之池2号線という呼び方をさせていただきますけれども、のバイパス化計画は、令和3年度、2021年度に第1工区の供用が開始されまして、現在は地元の方を中心に利用されています。幅員が狭く、曲がりくねった以前の奥之池線に比べ、随分通行が安全になったというふうに地元の方の声も届いております。しかし、第2工区の進捗が聞こえてこないことから、町当局の今後の計画を不安視する住民も多くいらっしゃいます。

そこで、同町道路線の今後の計画について伺いたいと思います。

まず、1つ目ですけど、今定例会議に路線認定として上程されている町道奥之池2号線の第2工区整備計画はそもそも存在するんでしょうか。また、存在するのであれば、今までの経緯と進捗を伺いたいと思います。

2つ目に、計画が存在しているのであれば、または着工する可能性があるのであれば、今まで進捗が見られないことから、どのような課題が存在しているのか伺います。

3つ目に、町当局としては、今後どのような計画を立てて取り組まれるおつもりなのか、また、今後の着手予定はどのようなものになるのか伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 奥之池線先線の進捗について、ご質問をいただきました。

1点目の計画については、令和3年度に佐久良地先から町道奥之池線に接続するまでの工事が完了し、町としては一定の整備が完了したと認識しており、現時点では具体的な整備計画はないところです。しかしながら、地元である奥之池地区より強い要望をいただいており、先線の今後の計画については、地元と継続して協議を進めているところです。

次の課題については、町内の道路整備については、現在、町道西大路鎌掛線の道路改良工事、町道小御門十禅師線の歩道新設工事を実施しているほか、多数の路線で道路整備の要望をいただいており、交付金の確保や整備路線の整理、人員体制の確保等が課題となっています。

次の今後の取組については、道路の予定範囲において公図が混乱している箇所が存在しており、道路を整備する上では土地の整理が必要となります。問題解決に向けて今年度より地籍調査事業を実施しており、道路整備に着手した際、用地買収がスムーズに行えるよう取組を進めております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 今の町長のご答弁では、計画そのものは存在していないけれども、地元の奥之池さんからは強い要望がずっと出続けているんで、今後のこととも、今、協議して計画を進めているということでございますね。言葉のとおり伺うとそういうことですけれども、それでは、ちょっと再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、3つ目の質問の中で、公図が混乱しているというお話がございましたけど、公図が混乱しているのは具体的にどういうことなのか、ちょっと説明していただきたいなと思います。

それと、町道奥之池2号線について、町は現在、第2工区について具体的な整備計画はないものの、今、お話し下さったように、地元との協議を継続しており、今後の道路整備のために地籍調査事業を進めているということでしたけれども、その点はよく分かったんですけど、曖昧な部分を深掘りして、より具体的な進捗計画をお尋ねしたいと思うんですけども、現在、具体的な整備計画はないということですけど、住民から強い要望が寄せられていると認識して、私も認識しております。私にもよく奥之池の方、あるいは一部の佐久良の方からもよく聞かれることですので。

そこで、地元との協議を継続されているということですけれども、これまでの協議の中で、どのような方向性や課題が話し合われているのでしょうか。例えば、地元の皆さんのが最も懸念されている点であるとか、町として現時点で考えている整備の概算費用やスケジュール感など、より具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。これにより、住民の皆様も今後の見通しを立てやすくなるんじゃないかな

と思っております。

また、ご答弁にあつた地籍調査事業について、具体的にどの範囲でいつ頃までの完了を目指していらっしゃるのか、そして、それが道路整備の着手にどのようにつながるのか、もう少し詳しく教えて下さい。地籍調査の進捗が、今後の整備計画の大きな鍵を握ると考えております。お願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 後藤議員より再質問いただきました。奥之池線の先線のスケジュール的に伴って、地籍調査がどういうものかというところでございます。

まず、場所でございます。奥之池地区さんにつきましては、もう既に地籍調査業務完了しておりますので、土地の住んでおられる方、土地の境界が既に確定しているような形でございます。現在地籍調査に取り組んでおりますのは、佐久良地区でございまして、奥之池線につきましては、佐久良を通じて奥之池さんに行くということで、今回計画しているのは佐久良地区になります。

佐久良地区の集落の中から奥之池さんへ向かう山手の部分につきましては、土地の境界が確定されていないということになりますので、用地買収をするにおいては、土地の境界の確定が必要になります。それに、境界を確定するのには、土地の所有者さんが立会いをしてということで非常に時間がかかりますので、その分を解決していくということで、現在、整備のほう、佐久良地区さんの要望もありましてですけど、取り組んでおるところでございます。

そのような中で、概算の事業費とスケジュール等というところになりますが、概算の事業費等につきましては、現在、物価高騰もしておりますので、なかなか金額を出すのは難しいところかなとは思っておりますが、今後のスケジュールにつきましては、地籍調査につきましては、今年度から取組を進めておりまして、来年度には現地の立会いを進められるかなというふうに思っておりますので、再来年には皆さんの承諾をいただくということで、今年を含め3年はかかるというような形になりますので、3年間につきましては、まずは土地の整理をしていきたいと。まず、それが終わった段階で道路のほうの計画にかかっていければというふうには思っておるところでございます。

なかなか、すぐにまだ決定時期というのは決まっていないところですが、現場のほう、境界が確定されることによりまして、道路の整備についてはスムーズな進捗が図れると思いますので、まず、そこから取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 当該町道につきましては、すぐ横の県道のほうも、おかげさまで第1工区が完了しまして、第2工区のほうもちょっと光明が見えてきたというと

ころでございます。ここに接続する道路でございますので、皆さん、やっぱり気にしていらっしゃるというところだと思います。

町道奥之池2号線の整備については、令和3年度に第1工区が供用開始されまして、住民の安全な通行に寄与していることを高く評価させていただきます。一方で、第2工区については、現時点では具体的な整備計画がなく、交付金の確保や人員体制の確保といった課題があることも理解をさせていただいております。しかし、町当局が奥之池地区からの強い要望を受け止め、地元と協議を継続されていること、そして、道路整備をスムーズに進めるために地籍調査事業に着手されていることは、前向きな取組であるというふうに、私どもも認識させていただいております。

町当局の今後の取組に期待を寄せると同時に、住民の不安を払拭するため、そしてこの事業をより円滑に進めるために、以下の2点を強く提言させていただきます。

第1に、今後の整備計画の具体化に向けて、地籍調査の進捗状況を積極的に情報公開して下さい。皆さん、やっぱり見えない、分からぬから不安になられるんだと思います。住民は、次に何が起こるのか、いつ頃着工する可能性があるのかといった具体的な見通しを求めておられます。進捗状況を透明化することで、住民の理解と協力を一層深めることができます。やっぱり皆さん、そういうことがしっかりと分かっていたら、協力もしたいなという気持ちになって下さいますので。

第2に、長期的な視野に立ち、町道奥之池2号線第2工区の整備を、奥之池住民の皆さんのみならず、その先には日野第2工業団地なども立地していることから、日野町の持続可能なまちづくりの一環として位置づけて下さい。交付金の確保や人員体制といった課題を乗り越え、日野町の未来を開くための重要なインフラ整備として、計画的な予算確保と人員配備をお願いいたしまして、私どもの質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。

再開は、11時20分から再開いたします。

－休憩 11時08分－
－再開 11時20分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を許可いたします。

次に、7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） それでは、お待ちかねの時間になりましたので、私が待ちかねたんですけども、一般質問を始めていきたいと思います。

まず、通告書に基づきまして、今日は一問一答ということで、1問だけに絞っております。内容としましては、地域共生社会をつくる重層的支援体制整備とはというところで入っていきたいと思います。こちらに関しましては、日野町総合計画に

も書かれている大きな政策の柱に当たるかなというところで、しっかりと議論していけたらと思っておりますので、1間に絞っております。

まず、国が掲げる地域共生社会の実現を目的とした重層的支援体制整備事業は、断らない相談、伴走支援、地域づくりというものを柱としています。厚生労働省は地域共生社会というものをどのように定義しているかといいますと、制度や分野ごとの縦割り、また支え手や受け手という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画し、世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会と定義しています。かなり幅広い形の定義ですが、この辺りのことは添付資料を用意しておりますので、その1つ目を見ていただくと書いてあるかなと思います。これはかなり広い範囲の言葉なので、単なる福祉の充実にとどまらず、教育や就労、地域活動など幅広い分野を横断して支え合う社会を意味しています。

一方で、厚生労働省が言っているだけではなくて、日野町の第6次総合計画においても、安心・助け合いのくらしづくり、また健やかで思いやりのある地域共生社会の形成といった政策の柱が掲げられており、地域共生社会の実現は国策であると同時に、町の将来像を具現化する道筋であるのではないかと考えております。

実際に総合計画の中には、政策の柱3のところ、健やかで思いやりのある地域共生社会の形成と、これら辺までは実際に明記されている内容であります。内容としては、もっと横断的に幅広く関わってくる施策はたくさんあると思うのですが、そのように第6次総合計画でも上げられていると。

しかし、現状の重層的支援体制というものは、いくつかの課題が見られます。第1に、支援が福祉的アプローチにとどまり、困り事の解決に偏ってしまうこと。また、第2に、支援する側と支援される側に分かれてしまい、本来の支え合う共生が実感されにくいこと。また、第3には、町社協などの中央での取組に依存してしまうと、地域に根づかず、公民館や学区単位での活動としては広がらないこと。この辺りが大きな課題になってくるかなというふうに分析しています。

こういった課題を克服し、厚生労働省の理念や、また日野町の総合計画の方向性を実現するためには、恐らく現在の体制そのものをある程度見直し、整備していく必要があると私は考えております。本日はこの観点から、町の考えを伺いたいと思います。

今回は地域共生社会をつくる重層的支援体制整備とはと題して、一問一答で質問をいたします。添付資料につきましては、図を4つ用意させていただいております。図1、図2、図3は、地域共生担当課も使用している資料、図4につきましては、私の提案内容がイメージとしてまとめられておりますので、また都度、見ていただければと思います。

まず、1つ目の質問としまして、厚生労働省の掲げる地域共生社会と日野町の地域共生社会は同じ考え方。また、日野町の第6次総合計画で目指す、時代の変化に対応し、誰もが輝きともに創るまち日野とも同じ方向性と考えてもよいか、地域共生担当課長にお聞きします。

議長（杉浦和人君） 7番、野矢貴之の質問に対する当局の答弁を求めます。

地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） ただいま野矢議員より、地域共生社会をつくる重層的支援体制整備についてご質問いただきました。

まず、その方向性についてだと思うんですけども、方向性として、厚生労働省が目指しているところと日野町が目指すところはもちろん同じでございます。取組内容や進め方につきましては、やはり自治体によって人口とか面積とか、ある資源が違いますので、まず日野町の総合計画を基に、日野町独自の施策を進めていくことになります。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 方向性として目指すところは同じというところで、具体化する施策は町によって違うよというようなことですね。この辺の方向性というのは、地域共生社会をみんなでつくろうと、1つの政策のように扱われているふうですけれども、実は共通のゴールといいますか、もう日本中全てがとか、どの地域も同じようなゴールをある程度見ているんだろうなと思うんですが、この辺の認識というのは日野町内、町内というのは執行側で共有されているものでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 庁内の共有についてご質問いただきました。

重層的支援体制整備事業というのは手段でありまして、福祉厚生部門というふうに考えがちですけども、議員がおっしゃるように町全体のものだと思っていますので、日野町では政策連携会議というものを設置していくまして、そこで、ほかの担当課長と厚生部門を除く担当課長ともいろいろな情報を共有させていただいているところです。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） では、庁内で共有されているゴールというようなところを前提にお話をしていくたらと思います。重層的支援体制整備事業というものは、地域共生社会の理念を実現するために国が推進している仕組みだと考えてよいのか、質問いたします。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 地域共生社会は、人と人がつながることでお互いさまの関係性を築くというのがすごく大事なことです。ただ、一方で社会情勢が変

化してきておりまして、人間関係が希薄化してきているということも課題となっていますので、重層的支援体制整備事業は、人と人のつながりを再構築していくためのツールとして国が推進している仕組みであると考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 重層的支援体制整備事業は、つながり再構築のツールであるというようなところですね。お互いさま、地域共生社会をつくっていくということが最終のゴールであるということは間違いないというわけですね。

ここで確認なんですが、この事業って結構、説明するのがややこしいかなとは思うんですけども、ちょっとポイントとしては、特定の課題を設定しない、いわゆる特定の課題解決のための何か会議体とかコミュニティーづくりではないという認識で合っていますか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） もちろん特定の課題を設定してしまうと、そればかりになってしましますので、どちらかというと地域の声を拾ったり、そのほかの課、他課の課題を拾ったりと、いろいろなものを、課題を集めてきて、どういうふうに解決しようかというのを、それぞれができることを重ね合わせるというようなものになっております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） じゃあ、今、日野町の段階、どの段階にあるかというので、日野町は重層的支援体制整備事業の移行準備事業の段階であるということですが、これはどのようなものか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 移行準備事業につきましては、一般的には本当の本格稼働したときと同じようなことができるというふうになっているんですけども、日野町の場合は、まず庁舎内の連携を強化していくこと、あと地域でどのような活動をされている方がおられるかとか、顔と顔が見える関係、もちろん地域同士の顔が見える関係もですし、行政とか社協と地域が顔を見合わせる関係をつくっていく、土台づくりに努めているところです。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 今は土台づくりというところで、イメージとしては、横串を刺す、本当に係をしていただいている新しい課なのかなと。数年たちますが、そのように認識しています。

ここでちょっと本質といいますか、質問したいんですけども、重層的支援は今ままの体制で完成形というふうな認識なのか、それとも重層的支援の体制整備事業ということなので、その名のとおり、よりよい体制を整備しようという認識でよい

のか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 議員の言われたとおり整備事業なので、今の体制ではなくて、これからよくしていこうという事業になります。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） じゃあ、そのところまで一緒に話し合えたらと思っております。

一般的に重層的支援体制整備事業というのは、先ほど幾つか課題があるというふうにお話ししまして、それについてちょっとお聞きしたいんですけども、まず、困り事の解決といった福祉的アプローチ、いわゆる福祉の領域にとどまってしまうという課題を指摘されますが、それはなぜかといいますか、どういうことでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 困り事を解決するにとどまるというのは、重層的支援体制整備事業を、相談を受けて困り事を解決することだけというところに執着してしまうと、福祉的な色合いが強くなるのかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） なるほどですね。困り事を受けるとそうなると。

次の質問も似たようなものなので、また支援する側とされる側に分かれてしまう構図も課題とされていますが、これはどういうことでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 先ほどと同じでございまして、受けた相談を解決することだけに目が行くと、どうしても支援する側、される側というふうに分かれてしまいます。議員が提出していただいている資料の図2、社会福祉法106条の4の2項を挙げているんですけども、ここで1号、2号、3号、4号、5号、6号、全部することが重層的支援体制整備事業なので、2号、3号、5号をどこまで福祉以外を含めていくかで、大分変わってくるかなと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） ということは、福祉分野に偏ってしまう原因としては、ちょっと私の想像なんですけども、やっぱり困り事というのを相談されると、それを解決しないといけないというのが旧来の福祉の在り方でして、それって顕在化された福祉的課題かなと思うんですけど、そういうことに偏っていく要因としては、例えば福祉分野の専門家の人たちがケースを持ち寄るとすると、やっぱり福祉のアンテナでケースを持ってくると。また、例えば会議体が、福祉分野の専門家の方が会議を仕切るポジションになりますと、どうしても福祉の会議の進め方、アンテナで会議を進めていくと。そうすると、次第、アジェンダといいますか、次第も福祉分野になりがちだと。そこで取り上げられることはやっぱり、緊急的に解決するための支

援が先に取り上げられたりしますと、余計に福祉の分野に偏ってしまう。

旧来の福祉の在り方みたいなところがすごく重要かつ必要だとは思うんですけども、例えば旧来の福祉の在り方の延長上にあってしまうと、こういう偏ったことが起きるという考え方でいいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） おっしゃるとおり、相談のあった内容を解決することだけを進めていくと、どうしてもその相談、解決することとか支援することに偏ってしまうのかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） じゃあ、また違う在り方をちょっと模索していきたいとは思うんですが、ちょっと違う視点からもう1つの課題としまして、さらに市町村社協、日野町の場合は町社協をちょっと中央という言い方をさせていただきますが、日野町はすごく分かりやすく真ん中に町があって、周りをドーナツ状に花びらがあると。ほかの合併している町も同じような、真ん中に大きな市役所みたいなのがあってみたいなことだと私は思っていますけど、そんな感じで、それを中央とちょっと呼ばせていただきます。

このような中央で進めるだけではなかなか地域に根づかず、学区単位、公民館単位の地域活動としては広がりにくいという認識はあるでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 地域共生社会の推進という目標を掲げたときに、地域によって出てくる課題とかはそれぞれ違いますので、議員が言われたとおり、中央から多数の方が思っておられるような施策とかを進めるだけではなかなか、難しいのかなということは認識しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） そうなんですよね。私もいくつか、今、そういったジャンルの研修を受けたりしていますと、事例として上がってくるのが、隣町の甲賀市の事例が結構しっかりと上がってきます。でそれはなぜかといいますと甲賀市が、ちょっと正確に、今、伝えられないんですが、厚生労働省か、もしくは内閣府のほうで事例紹介として、甲賀市が向こうに行って事例を発表するほどの事例になっています。

ご存じかとは思うんですが、そういった社協方面または市民活動支援ですか、また、中央辺りにあるe-こうかさんとか市民活動もすごく活発で、その事例というのはすごく、本当にそから見るとすごい成功事例であると。そういうところの中で私もちょっと質問させていただいて、地域にどのぐらいこれが波及しているかというようなところでいうと、やっぱりそれは課題感を持って、なかなかそこは地域に、いわゆるコミセン、町協とかがそういうエリアでどのぐらいそれを同じよう

な認識で取り組むかみたいなところでというのは、すごく課題感を持っているということも言われておりましたので、これはやっぱりあるのかなというふうに思っております。

もう1つの、地域共生を考えた場合に図3の考え方というのに入っていきたいと思うんですが、地域共生というのは、福祉領域にとどまらない、地域共生社会の実現には、単に困り事を解決する福祉的アプローチだけではなくて、もう片方から、この図では、興味・関心から始まる活動のまちづくりのほうのアプローチと書いていますが、住民が自己理解を深め、やりたいことを見つけ実現していくようなアプローチの方法が必要だと考えてよいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） まず、困り事を受けたとき、それを解決するには、話を聞くだけではなくて、あと制度とか給付するだけではなくて、やっぱり適した相談相手とか活動場所というのが必要になるかなというふうに思っています。

ただ、一方で、ある部分で支援を受けておられる方、例えば高齢者の方とかでも畠仕事をされているとか、いろいろあると思いますので、ほかの部分で活躍できる場所が絶対あるはずだと思っております。

地域共生社会というのはお互いさまの社会なので、それぞれに自己理解を、自分が何ができるかというところを理解してそれを深めていただき、それをやりたいこと、できることというふうに見つけていただくことは、すごく大切なことだと思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） この考え方って非常に興味深いなと思って、私、見てるんですけど、社会教育的なジャンルがどうしても必要な方面であるというようなところというのは、あまり今、論じられてこなかった、福祉の目線からは論じられにくいところかなと思いますので、この辺はできれば皆様にも一緒に考えてほしいなと思います。

こういった中で考えていきますと、日野町において、もう中央集約型でなくて、地域単位で相談や活動につながる仕組みを整えるということが、効果的だと考えてよいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） おっしゃるとおり、地域共生社会を推進する上で最も必要なことで、効果的なことであると考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 最も効果的であるというようなことなので、これをぜひ、ちょっとまとめていきたいと思うんですけど、取りあえず今のところのお話をまとめま

すと、日野町の総合計画というのと地域共生社会は沿っていて、目指すところであると。重層的な支援体制をこれから工夫していく段階であると。また住民のやりたいことを実現するようなアプローチも必要であると。さらに、地域単位での仕組みの構築がとても効果的であるというようなことなんですね。

ということは、地域ごとにどんな仕組みを構築すればいいのかというところにぜひ、お話を入っていきたいと思うんですが、ここで1つの考え方としまして、公民館というのを、どうしても今の話だと連想します。公民館というのは学区ごとに設置されて、学びやつながりの拠点になっていますね、既に。これはもう、日野町のすごいすてきな特徴だと思っています。

拠点になっているというのがポイントかなと思うんですが、地域共生社会実現のために重層的支援体制を整備すると。そのために、公民館機能というものを組み込んだ体制整備ができれば、先ほどの3つの課題は解決できるのではないかというふうに、私は考えています。福祉分野にとどまらない、公民館機能を対象に入れれば、福祉分野にとどまらず、支援する側とされる側という明確な区別がなく、支え合いやすく、地域活動そのものになる可能性が非常に見えてくるのではないかというふうに考えるんですが、ここで言う人員不足など懸念される点については、後でまた述べます。

また、公民館職員に相談業務を追加してもらうのではない方法でできれば考えたいと思うんですが、この辺の公民館機能が入れば、課題解決になるんじゃないかというのはいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 先ほど議員から提示していただいている図2の、日野町の重層的支援体制整備事業という図があると思うんですが、そこの右下に、第3号として地域づくり事業というのを説明した部分があります。ここで示した地域コーディネーター連絡会議というのがあるんですけども、そこには公民館主事さんにも参画いただいている。議員が言われるように公民館は外せないものだとうふうに考えております。

地域コーディネーター連絡会議という場所を、町全体の様々な分野、公民館も含んで様々な分野で活動されている方が集って、そこで情報を共有して連携していくための集まり、プラットフォームとして位置づけまして、あと、館長主事会という、公民館の主事とかが集まって情報共有したり連携したりする場所が、そういうプラットフォームがありますので、プラットフォームとプラットフォームをつなぐ役割を、ここに来ていただいている公民館主事さんに担っていただいているところです。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） なるほどですね。地域コーディネーター連絡会議というところ

で、先ほどの福祉の分野にとどまらない、まちづくりの分野もしくは公民館機能のほうと連携していくプラットフォームになっているというようなことですね。地域から、いわゆるステークホルダーの人が集まっていますので、福祉だけじゃない視点で会議するってすごく重要なことだなと思って、この会議はよい仕組みになっているなと思います。

ただ、ちょっとここでふと課題として思うのは、ステークホルダーの声はキャッチできるというふうに思うんですよ。先ほどの重層的支援体制整備でいうと、恐らくキャッチしたいゴールはステークホルダーの声だけではないと。ただ、今回は、人材を集めているので会議が充実するだろうなということも想像できますし、それはいいと思うんですけども、地域の声をキャッチし切れるかというと、なかなかそうではない。地域の特性をキャッチできるかもしれないと思っています。

そうしましたときに、地域コーディネーター連絡会議が地域活動になっていくとは考えにくいので、さらに地域コーディネーター会みたいなものが各地域に恐らく必要なんだろうというふうには思うんですよね。なので、ステークホルダーの人が集まって下さっているのがプラットフォームではなくて、もっと、中央じゃない各地域にプラットフォームがあって集まっているというのが、恐らく完成形じゃないかなと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 今、言われましたとおり、地域の声を拾っていくという場所のプラットフォームも必要だと考えます。プラットフォームというのはもう、人が集まって情報共有する場所なので、いろんなタイプがあったほうがいいかなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） そうなんですよね。各地にプラットフォームがあつたらいいなと思っています。

また、公民館機能についてちょっと述べておきたいと思うんですが、公民館機能というのは、私が今から何度か言うと思うんですけど、これは館長や主事のことではないです。公民館職員のことは館長、主事というと思うんですが、現状持っている日野町の公民館機能というのは、先ほど課長もおっしゃったみたいに、日常的に地域の人が集い、入り出し、話をし、相談し、共有し、笑い、学び、活躍している状態が公民館機能だと思っています。このように考えると、この機能自体が支援体制整備に取り入れられたら、非常にいいんじゃないのかなと思っております。

そこで、次の質問に移りたいと思うんですが、ただ、現行の公民館は、館長、主事、施設管理員、また場所によっては自治会の事務、おられる場合がありますが、などで構成されております。先ほど来、話していますように、これだけでは重層支

援としては人員不足、人員不足というか負担が多過ぎるとは思いますので、ここで追加人員を提案したいなと思っております。

例えば集落支援員という制度、以前から伝えておりますが、総務省予算で行っていった場合に、集落支援員に常駐してもらうであるとか、また、現状動いておられるとは思うんですが、町社協におられる生活支援コーディネーターの方々に、もっと頻繁に巡回してもらう。例えば、本当に今はアイデアベースですが、週に1回、この曜日は必ず生活支援コーディネーターの方がこの公民館にいますよみたいな、いるということですね。

また、そのほか介護保険事業ですか、そういうところの人員整備の予算枠があるということは認識していますので、そういうリンクワーカー的な人の設置みたいな、そういうことがもし可能であれば、日野町の一般財源に負担なく人員配置をすることが可能ではないかなと思うんですが、いかがですか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） おっしゃるとおり人の配置については、まず重層的支援体制整備事業というのは手段なので、手段だけではなくて、地域共生社会の推進という広い視点で、役場全体で連携して、ご提案の制度も含めて、ちょっと地域とも協議していく中で、最も効果的なものを考えていきたいなというふうに考えています。一般財源を使わなくてもということでもあるんですけども、やはりいろんな制度がありますが、必ず恒久的に続くものと限ったものではないと思いますので、人の配置というのは結構考えてしていくかなあかんかな。だから、地域の方のお話も聞きながら、役場の中でも連携しながら、最も効果的な配置を努めていきたいなというふうに考えております。

ここで言えますのは、今までどちらかというと社会福祉協議会は、待ちの姿勢が結構あったかなと思うんですが、これからは社協の職員が地域に入っていくことで、人や地域活動とか居場所とかの橋渡し役を担えるように、コーディネート機能が担えばいいなというふうに、充実を図っていきたいなと。ただ、週に1回、2回とか何かそこまではなかなか、一足飛びにはいかないと思うんですが、そういう方向で考えているところです。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） なるほど、人員配置、恒久的な制度じゃないかもということを考え出すと難しいですね。ただし、ちょっとできる範囲でチャレンジしていくというようなことは、やっぱり非常にやってほしいことだなと思いますので、私が責任を取りますと、できればお伝えしたいところなんですが、そのぐらいの気持ちで何か、ちょっとトライしてもらってもいい整備の仕方ではないかなと思います。なぜなら、この形を恒久的に続ける必要はないと思っていますので、どの体制がいいの

かというのも、トライアンドエラーが必要かなということも思います。

でも、あと社協の職員さんが地域に入るということは、本当に大事なことかなと思っておりまして、やっぱり今後も集落支援員の方とかが来るかどうか分かりませんけども、日野町の場合、地域に入るってむちゃくちや難しいんじゃないかなとは思います。今までの地域おこし協力隊の方とかも含めてですけれども、やっぱり日野町の地域ってある程度、輪が出来上がっていますし、少なくともそこに居続けないと、なかなかぐっと入れないというようなことがありますので、ぽつと入るというのは非常に難しいだろうなと。それも含めて体制というのを考えてほしいなと思います。

そして、次の質問に行きたいと思うんですが、公民館という空間をいわゆる地域相談室のようなものとして生かす仕組み、場所によっては町の保健室みたいな、伊賀のほうかな、ではやっておられたりしますが、そういうようなことをしますと、現状の公民館職員に負担を増やすものではなくて、むしろ人員がそこに増えると。ただ公民館に人が増えるというだけで、恐らく、ある程度負担軽減になったり、機能の充実につながるんじゃないかなと思います。

こういった公民館にリンクワーク的な役割を加えることで、困り事の解決と、また自己実現のほうとの両立につながると考えられると思うんですが、いかがでしようか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 先ほどから議員が言われているとおり、公民館というのは地域の様々な人が利用されて、また活躍されている場所なので、本当にいろんな可能性があると思っています。公民館だからこそできるということがたくさんあると考えています。公民館に専門の職員、今の相談員さんを設置できたとしたら、地区ごとの実情に応じた活動の場とか課題解決の仕組みを構築できると考えます。

まず、孤独とか孤立をなくすということが相談だとすると、その方を公民館でやっている事業とかに結びつけるとかいうことが、本当にいろいろ考えられるかなというふうに考えます。ただ、職員の配置につきましては、様々な制度の活用も含めて、最も効果的なものとなるよう検討して、前向きに検討していくますが、現状におきましても、公民館職員さんが日頃の関わりの中で、実際もう、困り事をキャッチしてつないでくれている場合とかもありますので、そういった行政とか社協等につないでいただくようなリンクワーク的な役割を担っていただいているということで、ほかの館とかにもつなげていけるのではないかなと思っています。

ただ、公民館以外にも町の中には人が集まる場所というのはたくさんありますので、そういういろんな場所でリンクワーク的な人、行政と地域住民をつなぐとか、

公民館事業をつなぐとかいう、人をつなげる、人と場所をつなげるようなリンクワーク的な役割を担っていただけるような人がたくさん出てくることを期待しています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 公民館に人が配置できたらというようなところでもありました
が、町の保健室みたいな相談室、本当にいいと思うんですよね、そういう仕組み。
ただ、やっぱりポイントとしては、相談室始めますとかだと、やっぱり行きにくくなる
と思いますので、しつと相談機能が実装されているというような形で、ただ
できえ、今、公民館は人が来て下さる拠点になっていますので、そこでこっち側が
キャッチする仕組みを構築していくというような、機能強化がつくられた状態をつ
くるのが、これから体制整備だなと思います。

そう考えたときに、一応、ちょっとほかの課にもまたがっていきますし、調整も
必要だと思いますので、ちょっとおせっかいにも横串を刺すような感じで、ちょっ
と聞いてみたいなと思うんですけども、まず、生涯学習課長にお聞きしたいのが、
そもそも公民館に多様な人が出入りするという状況で、悩みが解決したり願いがかな
ったりというようなことは、恐らく歓迎じゃないかなと思うんですけども、それ
がどうなのかなというのが1点と、もう1点は、あと結構、今、何でもかんでもとい
いますか、公民館が注目、僕もそのように言っていて、自分が言っていてあれなん
んですけど、公民館の仕事というか役割が膨らんでいく傾向にあるなと思っており
まして、そうすると公民館職員の皆さんのがんばりもそこそこ気になるところなんですね。

例えば学校教育のほうは、教職員の方働き方改革というのはそこそこ言われたり
するんですけど、それが公民館に生かされて、公民館職員の方の働き方改革という
のは別に、そんなに表立って最近話題になつたりはしないというようなことも考
えて、社会教育を充実させようというのはありがたいし、公民館に期待されるという
のは日野町のすばらしいところだと思うんですけど、残念ながら、社会教育の人員
とか予算の追加投入というのは行われないというようなことですので、思い切って
社会教育予算とかいうのがぐっと行けないんであれば、例えば今、自治会で、自治
会予算で自治会の事務員さんがそこに同居されているかのように、今、言っている
ような、様々な方面から補いつつ人がいるという状態も歓迎なんじゃないかなと思
うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 議員おっしゃるとおり、公民館に多様な住民が集まる
ということはとても歓迎なことです。我々も、社会教育の中で地域課題を解決する
という任務を担っているところでございますので、いろんなご相談事を公民館の中

で解決していくという機能を果たせるということは、いいことだなというふうに思っています。

もう1つ、何でもかんでも公民館職員にということは大変困ることだなというふうには思っておりますが、公民館にいろんな人が集まってこられますので、集まってこられる方を頼りながら地域の課題を解決するということで、公民館の職員さんがそこをつないでいくという、まさしくプラットフォームの役目を担うと。

地区社協の方が出向いて公民館に顔を出していると、そこでつながりができますので、何か解決したいことがあったらそこにお任せするとかいうようなことができるのではないかというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 公民館にいろんな人が出入りしたらいんじやないかというようなことですね。

また、ちょっと先ほど話題に出ていた集落支援のことについて、企画振興課長にもお聞きしたいんですが、集落支援員をもしも投入するとすると、総務省予算で企画の担当になるかなと思うんですが、やっぱりそれで、各地域等々、思い浮かぶ拠点というのは公民館というような認識でよいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） 集落支援員の活動でございますけども、必須業務として、集落点検の実施と集落の在り方について話し合いの促進というのを、まず行わなければならないというふうにはなっていますけども、その先にある集落の維持・活性化に向けた取組とか、地域運営組織などのサポートをするというのが集落支援員のミッションでございます。

拠点につきましては、必要とする、または必要とされる集落地域運営組織などの取組主体に近いほど有効と考えられますので、その点からいいますと、公民館などの地域の拠点に集落支援員を配置することで、活動もしやすくなると考えられます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 公民館、前からお話ししていて、それ以外にないかなとは思うんですけど、また、ちょっと政策監にも、スキームといいますか、として、ちょっと確認をしてみたいと思うんですが、いわゆる生涯学習課管轄の拠点、拠点というか、公立のものが公民館というところですけども、そこにいわゆる複数部署の人材が配置されていても、それは行政の中とかのスキームとしても全然オーケーというか、むしろありなんじやないかなと思うんですが、その辺り、政策監としてはどのように見ているかということと、あと、人材と予算の獲得の関係なんですが、やっぱり工夫次第で一財ができるだけ使わずに配置することというのは、やっぱり可能という考え方でいいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 政策監。

政策監（河野隆浩君） 野矢議員のほうから、公民館に一財を使わずに複数の者を配置できるかどうか、という質問だと思いますけど、町の強みである公民館にそういった人材を配置していく、困り事とかいった、解決する拠点としてということは、町の将来を考える上で非常に重要なことだと思います。

ただ、課題もありまして、やっぱり人の問題というのはあると思います。それは人件費、先ほどの財源についてもそうでありますし、あとは人材確保、人材育成という面もあるかと思います。やはり幅広い知識を得ないといけないと思いますので、そこ辺りは課題かと思います。

財源については、例えば、それぞれ組み合わせた形で工夫していくことは考えられるとは思いますけれども、それも中身次第、目的に合った、しっかりととした目的に合ったものを組み合わせていかないとと思いますので、そこはもうちょっと考えていく必要はあるのかなと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 大いにありかなというふうに受け止めさせてもらいました。

ここでちょっとした各論なんですが、副町長にお聞きしてみたいなと思うことがありまして、仮に集落支援員というのを入れたとき、地域おこし協力隊もそうなんですけど、誰がなるのかとか、来てくれるのかとか、どういう人材がみたいなことでどうしても話題になるし、もしくは来ないかもしれないとか、いろいろあると思うんですけど、例えば集落支援員って会計年度任用職員という扱いでされている市町もありますし、また転籍扱いでするとかというのを可能なのかなと思ったりすると、過去、公民館主事がそうであったように、町採用の方がそういった形で地域に出ていく機会として捉えてもらうと、地域でこれだけのために人材確保するではなくて、地域の人材育成の一環としても考えられるし、人材確保も比較的やりやすいし、また、その後の活躍も期待できるというようなスキームとしても1案、考えられるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（安田尚司君） ありがとうございます。今の件は、公民館の主事の役割を以前のように職員がやつたらどうかということではなしに、集落支援員のようにということですか。

集落支援員につきましては、基本的には会計年度任用職員でという条件だったようになっています。その中で特交をいただくということで、財源を確保することになるんだろうというふうに思います。町職員ということになると、財源という問題が大きくクローズアップをしてきて、人件費が実際、今、かなり厳しい中で、それを新たにという、投入するのは非常に難しいのではないかというふうに思って

います。

ただ、先ほど野矢議員も言われましたとおり、集落支援員という役割の中で、その方に来ていただいて活躍していただくということはイメージできますが、ただ、先ほど、社協のほうにもありました生活コーディネーターも同じですが、適した部分の人材というのが、実を言うとそう簡単には確保できないというのが実際の話です。公募してもなかなかという。それから、あの人ならといって狙ってもなかなか、うんと言うてもらえない。

非常にその辺が厳しいなというところで、恐らく野矢議員については、じゃあ、そういう正職の中で何とかできないかというご提案もいただいたんだろうと思うんですが、できれば何とか、ひとつ、この人材はすごいなというところで、その団体なりの方に委託という形もあるので、そういういろんなやり方を、もう少し研究する必要はあるのではないかというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 人材の確保については、いろいろな方法があると思います。その辺はちょっと今、口をあんまり突っ込んでいこうとは思っていないんですが、お任せしたいと思います。でも、工夫していただきつつ、していただきたいなと思います。

最後の質問の項目に入っていきたいと思うんですが、似たようなことをお聞きはしているんですけども、日野町が目指す地域共生社会というものは、福祉と社会教育をもう、両輪とした体制整備によって実現していくというようなことで、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 福祉と社会教育が両輪になるということはもう、すごく大事なことだと思います。ただ、先ほど議員が提示していただいた図3の、プラットフォームのアプローチの図があるんですけども、これも福祉サイドとまちづくりサイドのアプローチを書いてるので、両輪というか2つの輪ですけど、真ん中に新たな出会い、気づきが始まる地域づくりのプラットフォームという、重なる部分がすごく大事かなと思っております。

地域共生というのは分野を超えたつながりが求められていますので、社会教育はもちろんんですけども、あと防災とか農業とか、いろんな輪がたくさんありますので、そこの重なりをどうやってつくっていくかということを考えていきたいなというふうに考えています。もちろん社会教育との両輪というのも視野に入れていきたいなと考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 社会教育というと、ちょっと限定されたような感じにも聞こえ

るかと思いますが、先ほどから伝えております公民館機能との両輪が本当に面白くも感じますし、何かよい形じゃないかなと思うんですが、そう考えると、地域共生の担当課長の役割ってすごく大きいんじゃないかなと思うんですよ。もう、どのまちも目指すところは地域共生なんで、それを引っ張っていくような役割かなと思っておりますので、本当にがさっと横串刺して実行してほしいなと思うんですが、この話というのは、今、調査研究段階か、検討段階か、調整かみたいな感じでいうと、どの段階で考えているでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

地域共生担当課長（芝 雅宏君） 段階でいいますと、調整ですかね。調整をさせてもらっていて、もう実際、つながりができているところもありますし、つながりができたところで、つながり同士でもう動いていただいているところもありますので、そういうところは応援しながら、また新たなつながりとか重なりを見つけていきたいなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 調整ということで、結構、この仕組みが各地域にあつたり、出来上がってくるとなると、非常にわくわくするかなと思いますので、期待したいところです。

最後に町長にお聞きしたいと思うんですが、日野町の目指すところとか掲げているもので、協働のまちづくりというような考え方があると思います。例えば先ほど来、日野町でも既にある形として、ステークホルダーが会議に入つてもらう形というのは、民間と協働しているふうに見えはしますけれども、実際には、何というんですか、やりがいボランティアみたいな感覚の、真の意味で協働ではないかなというふうに僕は思っているんですね。ありますよ、その会議というのはすごく弾みますし、よい会議になるはずなんんですけど、ただ、それは協働の答えではないかなと。

真の意味で課題解決に住民参加してもらうというような形でいうと、僕は市民協働事業の提案事業みたいなところが適しているんじゃないかなと、以前からお伝えしているとおり、思ってはいるんですけども、今回の提案というのは、日野町が誇る、地域ごとのコミュニティーがある状態との協働であるというような感覚で、他市町にはまねできない状態だと思うんですよ。言葉で言うと、自治との協働といいますか、ネットとかで調べてもこんなのが出てこないですけど、通常は自治と協働で分けて論ぜられたり、自治と協働が両輪でみたいな論ぜられ方をするんですけども、日野町がほかにまねできない自治の形、公民館機能というすごい自治ですよ。この状態、すぐにはつくれないです。自治との協働の体制整備が、行政と自治をすみ分けずに協働する事例となるんじゃないかなと思うんですが、町長はどのように見ていますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） どうもありがとうございます。おっしゃる部分、そのとおりかなと思います。市民協働事業提案制度なんかは、お隣の甲賀市にもありますし、米原やら幾つかの市も、県内で半分ぐらいの市ですかね、取り組んでいます。

それぞれ、その町に合うか合わへんかということもあると思いますけれども、いずれも、どちらかというと団体さん対象の制度のようなイメージがあるんですけれども、野矢議員おっしゃられるように、公民館とか自治会とか、コロナ禍にスマイルアクションという事業がありまして、もちろん全てが全ての自治会というわけではないんですけども、積極的なところさんは本当にうまく、西大路さんも活用、今でもその名前を使っていただいて、いろんな取組をしていただいているということもあるので、そういう過去の事例とかいったことも参考にしながら、提案を町も支援できるような、単なるお金を出すよとかという話ではなくて、やはり町としては解決してほしい課題があるので、その課題を一定、テーマを持っていただいて、これを解決していただける方とか、地域にはおられませんかというような形というのは、以前からもそういったお話をいただいているかと思いますので、引き続き検討する余地は大いにあるんじゃないかなと思っておりますので、ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） もう、これで質問は終わりました。ただ、地域共生社会というのをどうやってつくっていくかというのは、今日は結構、多くの方と共有できたのではないかなと思っておりますし、よりよい体制整備というのを具体的に進めしていくというような中で、地域と一緒に進んでいたらしいなと思っております。また、自治との協働という言葉が、思いついて非常に気に入っていますので、また使ってほしいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、本日午後14時から予算決算特別委員会、17日午前9時から総務常任委員会、午後2時から産業建設常任委員会、18日、午前9時から厚生常任委員会、午後2時から地域振興対策特別委員会、19日午前9時から議会力向上特別委員会をそれぞれ開き、委員会での審査および調査をお願いいたします。

各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

9月26日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いい

たします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

一起 立 • 礼 -

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでした。

-散会 12時15分-